

1. 議事日程(第1日目)

(平成17年度安芸高田市決算審査特別委員会)

平成17年11月22日
午前10時開議
於安芸高田市議場

開 会
議 題

(1) 認定第1 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(19名)

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 小 野 剛 世

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(26名)

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	会 計 課 長	立 田 昭 男
総 務 部 長	新 川 文 雄	総 務 課 長	高 杉 和 義
人事給与係長	土 井 実 貴 男	電 算 室 長	山 縣 勇 壮
監査委員事務局長	佐 々 木 清	監 査 係 長	多 川 輝 昭
行政推進係長	山 平 修	財 政 課 長	垣 野 内 壮
財 政 係 長	広 瀬 信 之	財 政 課 主 幹	大 田 伸 一 郎
財 政 課 主 幹	古 川 信 博	管 財 課 長	西 本 博 昭
管 理 係 長	近 永 義 和	八千代地域振興課長	岡 田 敦 男
美土里支所長	立 川 堯 彦	美土里地域振興課長	清 水 勝
高宮支所長	猪 掛 智 則	高宮地域振興課長	近 藤 一 郎
甲田支所長	武 添 吉 丸	甲田地域振興課長	穴 戸 邦 夫
向原支所長	益 田 博 志	向原地域振興課長	南 部 政 美

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	國岡浩祐

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○渡辺委員長

おはようございます。

これより先に付託を受けました、決算審査特別委員会に移らしていただきたいと思います。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席委員は19名でございます。

定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本決算審査特別委員会に付託された議案は、平成16年度安芸高田市一般会計及び各特別会計決算の認定11件でございます。

審査は、議案の番号順に行うべきとは思いますが、説明員の交代等進行の便宜上、お手元の委員会日程のとおり、各部局ごとに審査を進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

渡辺委員長

異議なしと認めます。

さよう進行いたします。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりでございます。

本日は、委員会の初日でございます。

市長が出席しておられますので、ごあいさつをいただきます。

市長。

児玉市長

昨日は議会の方に、大変皆さんご苦労いただきました。昨日、提案いたしました平成16年度の一般会計、特別会計の決算につきまして、本日から決算審査特別委員会を行っていただきます。慎重に審議をいただきますよう、また、適当なる決定をいただきますようお願いをいたしまして、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

渡辺委員長

それではまず、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、総務部所管の部分の審査を議題といたします。

関係部長から、概要説明を求めます。

新川総務部長

委員長。

渡辺委員長

新川総務部長。

新川総務部長

それでは、平成16年度決算に伴います、全判的な普通会計に伴います、安芸高田市の財政状況というものにつきましてですね、概要をご説明させていただきたいと思っております。

まず、本年度の平成16年度につきましては、お手元にも配布させていただきとりますように、主要施策の成果に関する説明書ということで、多少この決算書に準じて、主要的な事業部分、抜粋をさせていただき、説明資料と各部ごとの各説明資料ということで、作成をさせていただいております。そういう状況の中で、その1ページから決算の状況という

ことを書かせていただいておりますが、お手元の方に配布させていただきたく、平成 16 年度普通会計の財政状況というものを配布させていただいておりますが、これに基づきまして、全般の概要をご説明をさせていただきますたいと思っております。

まず、1 ページをお開き願います。

この 1 ページでございますが、普通会計の決算財政状況ということの主な財政指標等をですね、掲げさせております。ここで言います普通会計という会計につきましては、財政比較や、まあ、投資的な支出を所掌とする目的で、地方財政状況調査上、国においてですね、地方財政状況というのを毎年度作成をいたします。そういう状況の中で、全国的に統一的に用いられる会計区分におきまして、一般会計と公営企業会計を除く、特別会計の合計でございます。本市におきましては、この普通会計とは、一般会計とコミュニティ・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が、普通会計に含まれることとなります。この 3 つの会計を 1 つにして、財政状況というものを作成させていただいております。

まず、決算規模でございますが、平成 16 年度の普通会計における歳入総額におきましては、253 億 549 万 1 千円で、前年度と比較いたしまして 3.4% の減で、8 億 9,474 万 3 千円の減少となっております。歳出総額につきましては、248 億 3,931 万 9 千円で、前年度と比較いたしまして、マイナスの 3%、7 億 6,296 万 9 千円減少をいたしております。歳入差引額につきましては、4 億 6,617 万 2 千円でございます。平成 17 年度へ繰り越しました繰越財源 3,252 万 8 千円を差し引いた実質収支につきましては、4 億 3,364 万 4 千円の黒字となったわけでございます。16 年度の実質収支から、前年度の 15 年度の実績実質収支を差し引いた額であります。単年度収支は、3,421 万 7 千円の赤字となっております。また、単年度収支に財政調整基金積立金を 3 億 4,952 万 8 千円を加算し、財政調整基金の取崩しを 7 億 6,838 万 6 千円を差し引いた額で、実質の単年度収支につきましては、4 億 5,307 万 5 千円の赤字となっております。

左の表の下から 2 番目になろうと思っておりますが、標準財政規模という欄がございますが、これは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すものでございまして、普通交付税の基礎資料となる数値でございます。平成 16 年度は 123 億 7,263 万 8 千円で、前年度比較すると、6 億 6,292 万 6 千円増加いたしております。このことの原因につきましては、市施行に伴いまして、生活保護等の福祉事務所経費が加算が、主な増額の理由になっておるわけでございます。

右の表の 2 段目の経常収支比率でございますが、この比率は、義務的経費の成果でございます。人件費、物件費、公債費の歳出の経常経費に地方税、また交付金、普通交付税等の経常的に収入される一般財源が、どの程度充当されているかを見ることによりまして、財政の構造の弾力性を判断するための指標でございます。平成 16 年度の経常収支比率

につきましては、94.4%で前年度と比較いたしますと、0.7ポイントの増加をしておりますところでございます。公債比率につきましては、18.8%で1%の上昇。また、公債費負担比率でございますが、22.7%で2.37%の上昇。起債制限比率につきましては、12.4%、0.6ポイントの上昇。長期借入金の償還金の増加に伴いまして、その起債を財源とさせていただきます、事業増に伴うものでございます。まあ、公債費にかかる3つの財政に伴います基本的な数値というものを、上昇をいたしておる状況でございます。

また、積立金の現在額でございますが、16の基金全体で59億3,961万1千円で、前年度と比べまして29億8,681万2千円増加しておりますが、これは御承知いただいておりますように、合併特例債、また、県の合併交付金充当、全額充当いたしまして、33億の地域振興基金を創設したものであるものでございます。また、財政調整期金残高によりましては、16年度末8億9,429万9千円で、前年度と比較して4億1,885万8千円の減少。減債基金につきましては1億4,556万円で、前年度と比較いたしまして、1億4,986万8千円の減少をいたしております。

合併時におきましては、標準財政規模の1割ということで、13億あまりの財政調整基金で安芸高田市のスタートさせていただいたわけですが、多少そうした2年間の財政調整基金を充当したかたちの中で、予算編成もさせていただいておりますので、多少減額の状況になっているところでございます。

続きまして、同じく1ページの普通建設事務費の欄でございます。

本年度につきましては、32億3,211万5千円で、前年度に比べまして56.3%の減額で、41億5,850万7千円の大幅な減少をいたしております。また、地方債の現在額につきましては350億9,260万5千円で、前年度に比べまして7.4%と、24億1,803万6千円増加をいたしております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

この2ページの普通会計でございます数値につきましては、主な費目の歳入の決算でございます。合併以前の平成14年度から、平成16年度までの費目別の歳入決算を掲げております。主な費目についてご説明いたしますと、地方税につきましては、16年度決算は33億683万4千円で、前年度と比較いたしますと2,053万3千円、0.6%わずかながら増加をいたしております。中ほどの普通交付税でございますが、81億646万6千円で前年度と比較いたしますと6億4,763万8千円、8.7%増加をいたしております。

このことの主な原因につきましては、市施行によりまして、生活保護費等の福祉事務所経費の加算、また、合併に伴います加算措置が主な増加の要因でございます。

続きまして、国庫支出金でございますが16億3,854万円で、前年度

と比較いたしますと4億485万3千円、32.8%の増加で、国の合併補助金3億2,317万5千円の皆増が主な理由でございます。

続きまして、県支出金でございます。県支出金につきましては、19億3,724万円で、前年度と比較いたしますと6億7,146万1千円、25.7%の減少によりまして、国の三位一体改革に伴います民生費関係の補助金の減少、また普通建設事業関係の補助金が、主な原因でございます。

繰入金につきましては、9億8,835万7千円。前年度と比較いたしますと10億6,277万5千円、51.8%の大幅な減少いたしておりますが、基金繰入金の減少によるものでございます。

続きまして、カラーになります。地方債でございますが、56億4,690万円。前年度と比較いたしますと6億8,540万円、13.8%増加しております。地方債につきましては、主な原因につきましては、地域振興基金の造成に充当いたしました合併特例債の31億3,500万円の増が主なものでございまして、また、投資的な経費に充当いたしました起債は、20億円余り減少をいたしております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

この3ページにつきましては、歳出の性質別の経費の決算額を掲げております。主な費目をご説明いたしますと、人件費の平成16年度の決算につきましては、46億5,501万2千円で、前年度と比較いたしますと4,339万9千円、0.9%減少しております。このことにつきましては、議員報酬、また、旧町の四役さん等の給与の減が主なものでございまして、一方、今後の大量の退職に備えた退職手当組合の負担金の率の改定によりまして、退職手当組合負担金が、1億4千円余り増加しておりますのが主な原因でございます。

扶助費につきましては15億9,687万円で、前年度比へまして6億1,939万8千円、63.4%大幅に増加しておりますが、これは関連的には市政施行に伴います生活保護、また、児童福祉にかかります扶助費の増によるものでございます。

公債費でございますが38億7,790万円で、前年度費に比へますと1億5,833万円、4.3%増加しております。

物件費につきましては30億2,526万4千円で、前年度比5億9,500万3千円、16.4%減少いたしております。この主な原因につきましては、電算構築経費などの合併関連経費の減少が主な原因であると思っております。

続きまして、補助費でございます。17億5,904万5千円で、前年度比に比へまして5億3,367万7千円、23.3%減少しております。臨時的経費の減少、また旧美土里町の3つの診療所の診療報酬を補助費から、物件費に計上したことによるものが、主な原因であると考えております。

続きまして、繰出金でございます。23億7,884万3千円で前年度比4億8,705万6千円、25.7%の増加と特別会計への繰出金の増加が主なも

のでございます。

投資及び出資金・貸付金でございますが5,568万5千円、前年度比で5,154万2千円の増加し、このことにつきましては、水道事業出資債を充当した関係で、上水道事業への建設事業出資金4,830万円の増が主な要因でございます。

続きまして、積立金でございます。39億4,162万4千円、前年度比34億5,163万2千円増加しておりますが、先ほど来から説明しております地域振興基金、33億円の創設によるものでございます。

続きまして、下段になろうかと思いますが、投資的経費の欄でございます。普通建設事業費、また災害復旧事業をあわせ、投資的経費につきましては33億5,271万7千円で、前年度比43億1,363万7千円、56.3%と大幅に減少をいたしております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思えます。4ページにつきましては、各普通会計の目的別決算を掲げております。

平成16年度の目的別決算構成割合につきましては、総務費が26.5%、また、次いで民生費が18.6%、公債費が15.6%、農林水産業費が9.5%と続いております。主な増減理由につきましては、適用欄に増減理由を掲げておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、5ページでございます。

この5ページにつきましては、歳入の決算の構成割合を円グラフで示したものでございます。右の表の平成16年度の歳入の構成割合につきましては、普通交付税が35.6%と最も高く、次いで地方債が22.3%、地方税が13.1%、県支出が7.7%、国庫の支出金につきましては、6.5%と続いております。これは、15年度との対比をあらわしたものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページにつきましても同様、性質別におきますものの歳出決算をグラフにしたものでございます。15年度の義務的経費の構成割合は36.7%で、16年度は40.7%というようになっております。非常に義務的経費の方の額が、大きく伸びております。投資的経費につきましては、15年度が30%。また16年度におきましては、13.5%。災害復旧費をプラスしてですね、13.5%となっておりますのでございます。

左の表の7ページをお開き願いたいと思えます。

左の表につきましては、平成12年度からの比率の推移で、棒グラフが経常収支比率、折線グラフが公債費比率をあらわしております。いずれにいたしましても、数値は年々上昇しておりますが、5年間で経常収支比率そのものが、9.6ポイント、また公債費率につきましては、2.6ポイント上昇してある状況でございます。

続きまして、右の表でございますが、財政調整基金、また減債基金を合わせた基金現在高と、地方債の残高の推移を掲げております。基金が年々、平成12年度くらいから、16年度の決算まで見ていただきますと、

年々減少にして、反比例をして、地方債の残高が年々上昇いたしております。このことは、いろいろ合併前のこうした事業に充当した地方債の、発行額の要因だろうと思っております。5年間で基金も3分の1に減少いたし、また、地方財の残高は、2割増加というような状況になっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページにつきましては、各基金の状況を掲げております。ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、9ページにつきましては、各普通会計におきます地方債の現在高と、借入先の現在高を掲げております。それと左の表につきましては、地方債別の構成割合、一般単独事業債が、39.6%ということで、一番最も高いわけですが、次いで過疎対策事業債というのが20.8%、臨時財政特例債が10.8%、辺地対策事業債が5.2%ということで、過疎また、臨時対策債、辺地対策債等については、交付税の方で過疎債については7割、また、臨時については8割相当分がですね、元利償還金に対して交付税の方で措置をされるという状況なわけですが、非常にそうした有利な起債を使ってですね、事業ができていんじゃないかならうかと思っておるわけでございます。

また、区分の2のところなんですが、一般単独事業債がございまして、これが最も高いわけですが、139億1,067万2千円のうち、細区分によります合併特例債事業の残高がですね、37億6,118万6千円で、全体で占める構成割合は、10.7%になっております。この非常に一般単独で大きくなっておるのが、今後、合併特例債事業をですね、この一般単独事業の発行によりまして、事業を実施するようになるかと思っております。この点につきましても、7割相当分の交付税算入は、入ってくるわけでございます。

続きまして、10ページをお開き下さい。

ここの表につきましては、会計別の地方債の地方債残高を表しております。一般会計と7つの特別会計を合わせて、16年度の地方債の残高につきましては510億7,928万7千円で、前年度と比較いたしますと29億6,750万5千円、6.2%増加しておる現状でございます。基本的に、特別会計等で事業実施いたしておりますけども、公営企業会計等のものにつきましては、やはり使用料等の財源を確保しながら、起債の償還に充当するという基本スタンスをですね、今後もとっていく必要があるんじゃないかならうかと思っております。一般会計に対する負担的な要素のものが非常に多くなるという状況もございまして、やはり、給水率とまた、使用料の促進をですね、するというのが一番必要ではないかと思っております。

続きまして、11ページをお願いします。

ここの表につきましては、一番初めにご説明いたしましたように、なぜ普通会計にその他の会計を入れて実施するのか、ということでござい

ますが、説明いたしましたように、普通会計と企業会計というのは、分離的なものの整理するという基本原則がございますので、当然このコミュニティプラント整備なり、また、飲料水供給というのは公営企業に類する事業でありますけれども、普通会計としての整理をするという内容になっております。当然二重的な繰入れ繰出しの関係等がございますので、これは歳入歳出の方から差し引いて単純な3つの会計を純計操作というわけですが、そういう操作をさせていただいて、歳入と歳出がダブらないように、かたちの中で操作をさせていただくと、ということでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

12ページにつきましては、平成16年度の類似の市と言いますか、そういう決算状況を掲げております。大竹市、また、竹原市については現在合併をしてない自治体でございますが、江田島市は、平成16年11月1日に4町が合併しております。三次につきましては、平成16年の4月1日に合併、庄原につきましては、平成17年の3月31日に合併いたしております。合併した3市におきましては、合併前のやはり旧市町村決算の合算した数値で、ここに記入をさせていただいております。ただ多少、この数値のあり方につきましてはですね、合併の時期によって打ち切り決算をとする関係で、出納整理期間がない場合がございます。例えば、三次市の例で説明しますと、経常収支比率が105.6%という数字を掲げておりますが、これはもう3月31日で打ち切り決算します関係上、経常経費部分がまだなり、普通建設事業の支払の出納整理期間が4月1日以降になって、出納整理期間がなしに打ち切り決算をとする関係で、こういう数字が出るとるわけでございます。

決算規模を見ていただきますとわかりますように、安芸高田市も決算では、250億3,549万1千円。歳出については、248億3,931万9千円ですが、他市の3万強の団体等と比べてみますと、非常に、歳入と歳出の決算額が、非常に膨大なかたちになっておるという状況でございます。それと、中の財政の指標であります、基準財政収入額ないし標準財政規模というのは、安芸高田市また財政規模につきましてもですね、安芸高田市の方が、大分数字的にはよくなっておるのではなからうかと思っております。財政力指数は、今の竹原ないし、竹原に比べますと非常にまだ悪い。また、江田島ないし、比べますとまあ、類似的な数値になっておるのかなというふうに思っております。経常収支比率につきましても、大体類似団体におきましても90.9%以上がですね、大部分を占めておるという状況でございます。公債比率につきましても、やはりまだ合併していない大竹また、竹原というのは、一番大きな原因というのは、経常的な経費の公債費の発行であるのではなからうかと思っております。それだけまあ、事業を、投資的な事業をですね、実施していない状況というのが、主な原因かなと思っております。

一番下の欄の、主な歳出的な面が、人件費の欄のところですね、非

常に類似団体と比べますと安芸高田市の場合には、職員数の増というのがですね、この数字だけ見てみますと、いろんな状況では多少、そういう増減的なかたちで、出てるのかなと思っております。

物件費、まあ当然、扶助費なり公債費というものは、ある程度やむない関係であります。物件費なりというのは、まだまだ今後改革が必要ではなかろうかという状況が見受けられるようでございます。普通建設事業費にしましても、同様、そういう状況になるのではなかろうかと思っております。

続きまして、13 ページでございます。

13 ページのこの表につきましては、それぞれの先ほど、類似的な市の財政指標の推移を掲げておりますが、平成 14、15 の三次市、また、庄原市においては合併前の各市単独の数値を記載しております。16 年度については、その合算した数値を記載させていただいておりますので、先ほどご説明しましたように、合併の時期によって、非常に経常収支比率とも 100 を越えたような状態がございますが、1 年経過後については、こういう数値が多少まだ落ちつく点があるのかなと思っております。

14 ページをお願いします。

ここも同様、各市の平成 16 年度の歳入決算額と、歳入の構成割合を掲げております。主たる財源を、ここで掲げております。右の欄の表の中で歳入の構成比で、大竹、竹原については、これは自主財源が非常に大きくあるということで、地方税の比が非常に高い、また、当初含めた他の市におきましては、交付税、また地方債の依存度がですね、高い数値になっておるのではなかろうかと思っております。

15 ページをお開き願いたいと思います。

15 ページにつきましても、同様の性質別で表してみました。参考に見ていただきたいと思っております。

続きまして、16 ページ。16 ページにおきましては、各市の基金の現在高と、地方債残高の推移を掲げております。

この欄でも右の表で非常に地方債残高が平成 16 年度の三次、また、庄原というのが非常に高い数値になっておりますが、合併町村においてその債務を承継しておるところから、地方債の残高が多額な数字になっておろうかと思っております。

続きまして、17 ページにつきましては、普通建設事業の数値を表しております。14 年度から 15 年度、16 年度の各市の普通建設事業費の動向でございます。単独市政を維持しておる大竹、竹原につきましては、総体的にこの表を見てもらいますとわかりますように、事業費が非常に少ない減少傾向が見えます。また、その一方では、三次市、また庄原市につきましては、合併前、合併に伴います継続事業等の建設事業費がですね、急増していたのではなかろうかと思っております。右の表の中では、各市の歳出決算に占める建設費の割合を示しております。安芸高田市の場合でも、平成 15 年度の普通建設事業につきましても、合併と同

時に継続事業として、実施をした結果がこういう 15 年度になっておりますが、16 年度においては、大分そういうところにつきましては、事業もある程度全体地域の中で、完成度合いが高くなっておるのではなからうかと思っております。いろいろ円グラフなり、棒グラフなりで、参考的に資料提示させていただいておりますが、ご参考にさせていただきたいと思っております。

どちらにいたしましても、平成 15 年度、16 年度、まあ 2 年目の決算ということで、まだまだ 17 年度において、また 18 年度におきましてもですね、いろんな角度で、ある程度の改革的な要素は必要になるのではなからうかと思っております。ちょっと時間が長くなったんですが、以上で平成 16 年度におきます、財政状況の概要の説明を終わらせていただきたいと思います。

なお、総務部所管の 16 年度の決算につきましては、それぞれ担当課長の方から、ご説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

渡辺委員長 関係課長から順次要点の説明を求めます。

高杉総務課長、

高杉総務課長 失礼いたします。平成 16 年度の主要施策に関する説明書を中心に、ご説明をいたします。

まず、最初に総務課でございます。9 ページでございます。

総務課には、総務、人事給与、行政推進の 3 系の体制で、16 年 4 月を迎えております。特に市民に信頼される、簡素で効率的な行政運営をもとに、各種事務に取り組んだところでございます。

最初に、総務の一般管理費でございます。2 名の方の弁護士を、お願いをしております。それにかかる経費が、144 万 9 千円でございます。これは、契約の月が 4 月からと、5 月からというふうなかたちで、それぞれわけとる関係でございます。主には、的場弁護士につきましては、全般的なことにつきまして、大元弁護士につきましては、暴力の対応とか、そういうようなかたちでの分野について、お願いをしてきとるものでございます。それと、6 つの町がひとつになった関係で、それぞれ郵便に文書にかかります届けの事務等につきましては、シルバー人材センターの方をお願いしまして、遞送便の業務委託を行っております。それにかかる費用が、269 万 7,255 円でございます。これは 1 日、午前午後に分けて、それぞれ北回りと、南回りでそれぞれ行ってきとるわけでございます。それと、504 名の行政嘱託員に、それぞれ市と地元の皆さんとのパイプ役のお願いをしております。これにかかる費用が、決算書の 68 ページでございます。決算書の 1 番、総務費、総務管理費、一般管理費の中の、1 節の報酬というのがございます。4,830 万 1,898 円。これが、行政嘱託員の報酬にあてております。通知広報の配布業務も、シルバー人材センターの方へお願いしとります。行政区は、504 ほど行政区はございまして、それにかかる経費が 436 万 7,550 円。これは、月

に2回お願いをしとるところでございます。

続きまして、人事管理でございますが、ここの給与の表で、Aで書いてある部分につきましては、4月1日現在でございます。平成16年の3月1日に合併して、1月たった後でございます。職員数は520名でございます。ですから、旧町から引き続きました人数から言いますと、18名の方が、3月31日までに退職ということになっております。それにかかる給与の1ヵ月が、平均が34万8,200円ということでございます。各扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当を、それぞれ4月1日時点の人数を、それと、かかる金額について示しております。この中で、調整手当というのがございまして、これは県の方へ職員を派遣しておる関係で、それにかかる給与の3%手当を支給しとる中身でございます。

それから10ページの方をお願いします。

10ページの表で、一番上で期末勤勉でございますが、これは16年の12月に支給したものでございます。合計しますと、505名の職員の方に対して、158万9千円ほど支給をしとるということでございます。

続きまして、イで職員の研修でございます。これは人輝く・安芸高田ということで、職員の人材育成には力を注ぐ、というかたちで人づくりについて研修をしてきております。特に、本市におきましては、住民と一緒にまちをつくっていく、地域をつくっていくという協働のまちづくりを基本にございますから、その目的で地域づくりの研修会を全職員を対象として実施をしてきたところでございます。その冒頭につきましては、市長が市のひとつの方向性について話をさせていただくと同時に、地域推進員であります辻駒さんの方から、地域づくりについての職員のかかりについて、主にそういうテーマで話をしてきたわけでございます。受講が478名ということになっております。それと、研修所の研修でございますが、広島県自治総合研修センターというのが、県と市町で構成をしとります。それにつきまして、14科目39名を派遣して、事業費は旅費で63万7,612円。研修、そこを全体を運営する負担金としまして、103万7千円を負担をしたところでございます。それと、その下の全国市町村振興協会、全国市町村国際文化研修所、通称国際文化アカデミーでございますが、これは地域の活性化、掘り起こしということで、千葉にございますが、そこの方へ2名の職員を、派遣をしたところでございます。

その次は、派遣研修でございます。これは、広島県に派遣をして、行政能力を高めるといいますか、そういう目的で、それぞれ3名の方を研修に行かしております。内容等は、ここに記述しとることでございます。もうひとつ、広島建設技術センターの方で土木管理、施行管理等の資格を取る目的で、技術能力を高めるもので、引き続き1名の方を派遣をしてきたところでございます。建設技術センターにつきましては、2年を目途に派遣をしておりますし、広島県への派遣につきましては、基本的には1年でございます。Cとしまして、公益法人等の派遣につきましては、これは、社会福祉協議会に2名、これは向原でございます。

安芸高田市の地域振興事業団から1名、財団法人の安芸高田市の農林振興センター公社の方に1名、安芸高田市の川根土地改良区の方に1名、それぞれ職員を派遣をして、事務運営等へあたっておるところでございます。

続きまして、文書広報でございます。16年度に、新しい市に受け継いだというふうなことで、それぞれ条例等を制定したり、改廃したものでございます。この件数につきましては、50件でございます。それと、市の例規等につきましては、もとの町の例規等も整備する必要があるという中で、459万1,860円かけて、その例規の管理をしてきたところでございます。

それから、個人情報、情報公開で個人情報の保護でございます。これにつきましては、平成16年10月1日から情報公開を、個人情報につきましては、平成16年の4月1日から施行をさせていただいて、取り組んでおるところでございます。特に、情報公開につきましては、すべての分野につきまして、情報を開示することによって、市民との信頼関係を深めることでございます。個人にかかる特定のものを除く以外は、すべてこの表の公開の対象にさせていただいております。それに基づきまして、公開請求でございますが、12件の公開の請求がございました。以下、この表に掲げているとおりでございます。それぞれこの文書での公開までに至らずに、窓口等で資料提供等は多くさせていただいているような、実情でございます。

続きまして、12ページでございます。

逆に今度は、個人の情報の保護でございます。これは、今までの取り組みとは少し変わりました、個人の情報保護、適切に保護することによって、また逆に、市民に信頼される市政を実現しようとするものでございます。このことにつきましては、集合的なものを市民の方に提供するということが、非常に個人のプライバシーの侵害にあたるということで、できないようになっております。特に、ここに制度の利用状況について、一件書かせていただいとるわけですが、生活保護の申請の時に、その時の診断内容について、情報の提供を開示するようにございましたが、このことにつきましては、一応、不開示ということでの決定をさせていただいております。これにつきましては、個人情報の公開情報の保護につきまして審査会を設けて、その審査会の方の意見を伺いながら対応してきておるところでございます。審査員は4名で構成させていただいております。

その次、行政改革の推進事業でございます。このことにつきましては、簡素で効率的な行政を構築するということが、行政改革に取り組んでおります。市長が本部長で、助役が副本部長ということで、それぞれ取り組んでまいりました。特に16年度につきましては、行政改革の推進の懇話会というのを設置いたしまして、ここに書いてありますように、16人の委員で4回にわたっての、調査審議を行ってきたところでございます。

これにつきましては、行政改革についての背景でありますとか、理念でありますとか、視点、そして行政改革に推進と、進行体制ということでございます。このことにつきましては、特に安芸高田市の新市の計画を、着実に実効していくためには、どうしてもこの行政改革というのは避けて通れない、それを取り組むことによって、人輝く・安芸高田市の誕生実現にはかかっておるといふふうにしております。特に、財政状況が厳しい状況、そして地方分権の進展でありますとか、行政そのものがスリム化になるというそれぞれの中で、理念と視点と、推進を挙げて取り組んでおるところでございます。そのことにつきましては、先進地の視察も含めて、3市を含めて視察をして、それに基づいて、うちの市で取り組める部分につきましては、精力的に取り組んでおるところでございます。合併記念式典を、実施をしましてまいりました。これにかかる経費が、425万3,971円でございます。これは、8月21日にJ A高田のホールの方をお借りしまして、記念式典を実施をしましてまいりました。このことによりまして、新市の将来展望でございますとか、地域の振興と、一体感を醸成してきたわけでございます。ここの内容に書いてあるとおりでございます。記念講演等につきましては、住民自治の発揮するという部分で、小川先生の方からお話を聞いて、それぞれ地域づくりに取り組むということございましたし、議員さん並びにもとの町長、議長含めての招待をいたしました。それと合併の委員さん等も含めて招待をして、取り組んだところでございます。合併記念誌の作成もしてまいりました。

続きまして、消防防災の設備事業でございます。

このことにつきましては、それぞれの各町で、防火水槽の設置の要望とか経過がございました。そのうちの平成16年につきましては、8基、3,834万750円で設置をしたところでございます。これは高宮、美土里がそれぞれ2基ずつ、そして吉田が4基ということでございます。

今後とも引き続き効率的な、配置整備をはかっていきたいと考えております。

続きまして、少し飛んでいただいて、16ページをお願いします。安全推進事業、安全推進室というのがございます。

これは、今年の4月から安全推進室ができたわけですが、それまでは庶務の方の係の方で、交通安全でございますとか、防犯対策については、事業を展開しております。交通安全でございますが、これは財源的には、交通安全対策特別交付金が、694万8千円ほど入っております。これにつきましては、ガードレールでありますとか、安全カーブミラー等を設置した金額が、700万1,400円でございます。それと、市内の交通安全に努めるということで、安全推進隊のが84名ございます。その、それぞれの支部とか推進隊に対する補助金、171万円を支出をしております。防犯対策でございますが、安芸高田市の防犯連合会につきましては、16年の当初につきましては、警察署の方で事務をとっていただいております。これへの補助金が、108万円でございます。それと、防犯灯の

設置とか維持管理でございますが、これが新規の防犯灯の設置の補助でございますが53万5,861円、51基ございました。市が管理しております防犯灯、789灯ございますが、これへの電気代が244万3,981円、修理代が140万6,405円ございました。

続きまして、最後に選挙でございます。

これは、2名の専属の職員と私の方の3名体制で、選挙の方の事務局体制を執行しております。4名の選挙管理委員会の委員さんによります選挙管理委員会の開催等につきましては、17ページに掲げておるとおりでございます。永久選挙人の登録等につきましても、年に4回それぞれの月の2日が定時登録の日でございます。それを執行してきたところでございます。(3)でございますが、高田市の市議会議員一般選挙がございました。16年の11月21日に執行をしたところでございます。これにかかる経費が、3,983万7,850円ほどかかっております。ここに以下記述をしておるとおりでございます。73名の議員の皆さんが22名になられたということでございます。

続きまして(4)、参議院議員通常選挙でございます。これは、7月の11日に執行をされました。それにかかる経費が、3,533万254円かかっております。これに対する歳入は、県の方の委託金で48ページでございます。48ページの方で、県の支出金の方で上の方から3節で選挙委託金の中で参議院選挙費委託金、3,533万254円ほど入っております。それに対して支出の方が、3,539万9,133円でございます。これが、84ページが参議院議員の選挙費で、3,539万9,133円ほど支出をしたところでございます。82ページの方少し見ていただいて、82ページの市長選挙費がでございます。これは無投票でございましたが、4月18日に選挙ということになっております。それにかかる経費が、350万9,579円でございます。それと、82ページ一番下の備考欄のところですが、農業委員会の委員の選挙が8月8日に執行をしております。これが、597万8,898円ほど支出をしております。

以上で総務課所掌、安全推進室、選挙管理委員会の、所掌の説明にかえさせていただきます。

渡辺委員長

ありがとうございます。

ここで暫時休憩とします。

この時計で、11時15分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長

再開いたします。

要点説明を引き続き求めます。

垣野内財政課長。

垣野内財政課長

はい。財政課の関係します事項につきまして、説明させていただきます。

ます。

財政課では、財政係の方が譲与税交付金、交付税等の収納、そして基金の管理、そして全体的な地方債の収納に関する事務を担当しております。管理係でございますが、工事の入札、契約に関する事務、そして建設工事、技術職員の研修に関する事務を担当しております。私の方からは、決算書に基づいて説明をさせていただきます。

決算書、17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、地方譲与税、2款の地方譲与税ですが、3つの譲与税で3億2,023万3千円収入しております。所得譲与税でございますが、個人の所得課税、国から地方へ三位一体の改革の中で移譲されることとなっておりますが、制度が確定する、本格的に確定するまで暫定的に譲与税というかたちで、所得税の一部が地方に譲与税というかたちで譲与されております。

次に、利子割交付金でございますが、2,695万7千円収納しております。利子割交付金でございますが、本年度、新たに創設された収入でございます。470万2千円収入しております。株式譲渡所得割交付金432万6千円、こちらにも新設された交付金です。地方消費税交付金でございますが、消費税の5分の1が県並びに市町村に交付される制度になっております。3億3,548万6千円収入しております。ゴルフ場利用税交付金でございますが、県が収納したものの利用税を、10分の7市町村へ交付されます。3,796万3,894円収入しております。

19ページお願いします。

自動車取得税交付金として、1億4,985万7千円収納しております。地方特例交付金でございますが、1億605万3千円収入しております。地方交付税でございますが、普通交付税81億646万6千円、特別交付税として8億9,517万6千円収納しております。これまでの譲与税交付金を前年度対比につきましては、普通会計、財政状況、別冊の説明資料つけておりますが、そちらの2ページをごらんいただければ、前年度対比がご理解いただけたと思います。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思います。

財産収入ですが、目2の利子及び配当金、こちらで基金に関する預金利子を収納しております。基金から生じた利子でございます。115万4,165円、トータルで収入しております。

続きまして、繰入金でございますが、51ページをお願いします。

繰入金、特別会計繰入金といたしまして、3,378万3,039円収入しております。特別会計が7会計、関係しました会計が7会計でございますが、前年度からの剰余金を一般会計に戻すというかたちの繰入でございます。基金繰入金でございますが、まず財政調整基金繰入金として、7億6,838万6千円収入しております。そして、減債基金繰入金1億5千万円収入しております。こちらは、一般財源として使っております。そして、目的基金の繰入ですが、建設事業に充当するとして、サッカー公園

管理運営基金繰入金、これが2,080万円ございました。そして、たかみや湯の森管理基金でございますが、1千万円収入しております。そして、保健福祉推進事業基金繰入金、向原に建設しております特別養護老人ホーム建設資金に充当するといったしまして、543万8千円収入しております。

続きまして、財政関係の雑入といったしまして、59ページをお願いいたします。

雑入でございますが、60ページの方の備考欄で説明しておりますが、財政課関係雑入1,196万4,759円。これは、宝くじの売上金の、配分金として、広島県市町村振興協会の方から交付されたものでございます。一般財源として収入しますが、主要にはコミュニティの振興関係資金にあてるという名目で交付されております。

続きまして61ページをお願いいたします。

市債でございますが、市債の合計額では、67億2,260万円収入しております。まず、総務債でございますが、31億4千万円収入しております。主なものといたしましては、地域振興基金造成のための、31億3,500万円が主なものとなっております。民生債でございますが、特別養護老人ホームの建設に伴います起債でございます。1億3,620万円収入しております。農林水産業債でございますが、トータルで2億7,130万円収入しております。主なものといたしましては、畜産環境整備事業堆肥センター建設関係費でございますが、1億5,520万円収入しております。林業債といたしましては、3,770万円収入しております。土木債でございますが、道路橋梁新設改良事業といたしまして、4億2,770万円収入しております。住宅建設関係で3,330万円収入しております。あと、消防債といたしまして2,660万円、教育債といたしまして、温水プールの建設費の充当しました3億1,910万円の借り入れをしております。次に、災害復旧債でございますが、農林水産業債として320万円、土木災害復旧債として1,200万円収入しております。次に、臨時財政対策債でございますが、10億7,350万円収入しております。これは、一般財源でございます。減税補填債といたしまして、5億8,230万円収入しております。これは、大きくは平成7年、平成8年に借り入れをしております減税補填債の借りかえ分、5億3,960万円がございまして、通年分といたしましては、4,270万円でございます。次に、特別会計繰出債といたしまして、各特別会計へ建設事業への関係で借り入れをしております過疎債、そして辺地債をこちらで整理させていただいております。各会計でございますが、簡易水道事業の関係で2億7,890万円。そして、特定環境保全公共下水道で7,380万円、浄化槽整備事業で4,430万円。そして、農業集落排水で1億340万円、公共下水道で3,530万円、コミュニティプラント建設事業で3,040万円。こちらが過疎債でございます。そして、簡易水道事業の方で、4,530万円借り入れをいたしております。次に、上水道債でございますが、一般会計出資債といたしまして、未給水

地域解消事業にかかるもので、4,830万円収入しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。72 ページをお願いいたします。

基金管理費のうち、積立金、基金の積立金でございますが、トータルでは、39億4,162万3,165円積立金をしております。大きなものとしたしましては、財政調整基金の方へ、3億4,952万8,358円積立をいたしております。そして、市民センター建設基金、これは74ページの方でございます。こちらの方へ、2億6,237万9,904円積立をしております。そして、美土里町神楽門前湯治村育成基金、そしてたかみや湯の森管理基金の方へ入湯税で収入にみあうものとして、今年度の大規模改修等を想定しての積立をしてしておりますが、902万9千円と2,005万8,419円の積立をしてしております。そして、一番下になりますが、地域振興基金、こちらの33億円の積立をしてしております。基金の現在高につきましては、普通会計、財政状況の8ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、145ページをお願いします。

公債費でございますが、146ページの方で、元金の償還金といたしまして、39億8,862万5,110円、元金の支出をいたしております。そして、利子、148ページをお願いします。利子で支出済額が7億3,651万1,138円となっております。このうち、一時借入金の利子が、333万円ございます。残りの利子償還金は長期借入れに関する償還金でございます。

ちょっと戻っていただきまして、失礼いたします。69ページお願いします。財政課が事務をいたします財政管理費でございますが、財政管理費といたしまして、349万2,009円支出しております。大きいものとしたしましては、15年度の決算書の印刷関係費で、需用費がですね、285万775円支出しております。そして、委託料でございますが、技術職員の研修委託ということで、47万2,500円支出しております。

以上が、財政課関係の決算についてのご説明でございます。失礼します。

西本管財課長

委員長。

渡辺委員長

はい。西本管財課長。

西本管財課長

それでは、管財課に係る決算について説明を申し上げます。

管財課では、2係ございまして、管理係と調査係がございます。管理の方は、普通財産の公有財産でございますが、その中でも普通財産の管理を行っております。財産の貸付、借入れ、それから建物の保険関係をやっております。それと、庁用自動車、公用車でございますが、これの集中管理が、8台ばかりあります。それ以外に所属課の方にですね、配布した、配車した車がございまして、こういった仕事管理を行っております。それから、調査係の方は、国土調査、地籍調査でございますが、それから、法定外公共物、里道水路の財産機能管理をやっております。

私の方から、一般会計の決算書の方から説明をいたします。主要施策につきましては、その中で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、23ページをお開き下さい。

使用料及び手数料でございますが、その中の総務使用料を、169万4,080円でございますが、備考の方に行政財産使用料と掲げております。これにつきましては、中電とかNTT等ですね、電柱の敷地料の貸付収入でございます。土地の貸付収入でございます。

それから、49ページをお開き下さい。

財産収入、財産の貸付収入でございますが、管財課所管分でございますが、土地の貸付収入が、4,156万2,789円となっております。これにつきましては、主なものは八千代カントリーの賃借料でございます。この賃借料は一旦、歳入しますが、また土地使用者の方へ賃借料としてお支払いをするものでございます。他には土地建物の貸付けでございます。

それから、59ページに雑入がございます。すいません。諸収入の雑入でございますが、管財課関係1,690万7,425円となっております。昨年は、台風がたびたび大きい台風がまいりまして、特に18号と23号の台風は非常に激しいものでございまして、これによって公有財産の方もかなり被害を被りました。これによる填補金として入っております。1,690万7,425円という。それから、ちょっと戻ってもらいまして、地籍調査の方でございますが、35ページに一旦戻ってください。総務費の県補助金、もう1枚めくってもらいまして、38ページ、すいません。地籍調査事業費補助金ということで、3,237万7,500円歳入いたしております。これにつきましては、全体の事業費では、4,317万円でございます。そのうちの4分の3が、補助金として入ってまいっております。地籍調査につきましては、現在、原田、来女木の各一部と美土里町の一部を行っております。面積的には、3.24平方キロやっておりまして、現在全体の67%くらいが済んでいる状況でございます。

続いて、歳出の方へまいらせていただきます。71ページをお開き下さい。

財産管理費でございますが、この財産管理費には、財産管理総務管理費、それから庁舎、建物ですが、庁舎の管理費、それから一般車両管理費、公用車の管理費でございますが、財産管理費、総務管理費としては、1億664万7,526円。それから、庁舎の管理費としては、1億3,001万2,246円。一般車両管理費としては、4,047万5,869円でございます。この中で、全体では2億7,713万5,641円ですが、そのうち報酬は、64万3千円。これにつきましては、大崎市有林の監視員と嘱託員の報酬でございます。それから、需用費、大きいものでいきますと需用費で、普通財産の修繕費が22万6,550円。それから、庁舎燃料費315万6,852円、庁舎光熱費が2,553万6,954円、公用車の燃料費が981万8,069円、公用車修繕費こちらは車検も含んでおりますが、772万577円でございます。大体需用費の大まかなものでございます。それから、役務費でござ

いますが、1,648万4,012円。これは、市有財産の火災保険料670万4,121円。それから、庁舎火災保険10万2,648円、公用車の任意保険料が684万6,670円でございます。それから、委託料でございますが、庁舎関連業務の委託料として宿日直、清掃費として3,400万519円。それから、庁舎関連保守点検委託料として、1,547万7,472円ということでございます。それから、使用料及び賃借料につきましては、先ほど説明いたしました八千代カントリークラブの賃借料の支払が、2,902万1,669円と、それから庁舎駐車場等の賃借料として2,077万171円、公用車のリースとして809万3,035円を支出しております。それから、工事請負費でございますが、本庁舎駐車場の造成工事として、889万8,750円支出しております。それから、高宮支所の浄化槽の廃止工事として357万1,050円、美土里支所の北生児童館の解体工事として、279万3千円支出しております。それから、公有財産の購入でございますが、甲田町のゴミ焼却場の跡地が民間の土地がございまして、これの買い入れをいたしました。255万円。それから第3分庁舎、第1分庁舎の購入をしまして、これが、第3分庁舎が790万1,137円、第1分庁舎が2,778万3,466円です。それから、備品購入費としまして、公用車の中古でございますが、3台ほど軽自動車を購入させていただきました。公課費が212万5,800円、重量税でございます。

それから、地籍調査の関係で、77ページをお開き下さい。

賃金でございますが、352万2,938円。これは、臨時職員の賃金と現場作業補助員の賃金でございます。それから、需用費につきましては、大まかに筆界点に打ち込みますくい、プラスチックのくいですが、これを全点入れてございまして、くいの購入費等でございます。それから、委託料につきましては、国土調査の地籍測量の業務委託と法定外公共物の需要申請を昨年山林部が行いまして、この法定外につきましては、債務負担で16年度と17年度で2カ年の翌債を使ってするという事で、16年度は3千万円を入れております。それから17年度は675万円でございますが、現在では山林部の里道、水路、そういった法定外公共物ですが、これを、全部市の財産に譲与をしていただきまして、もらって維持管理をしているところでございます。それから、使用料及び賃借料の41万9,160円はコピーをリースしてございまして、これでございます。それから備品購入費につきましては、山林部の調査でGPSを使って一筆の調査をしてございまして、これの、パソコンという、まあ一応点を入力せにゃいけんのんですが、そういった場合使う器具でございますが、これを購入してございまして、負担金補助交付金につきましては、全国の国土調査協会の負担金でございます。

それで、次に主要施策の方、めくっていただきたいんですが、14ページから15ページにかけて、管財課の関係でございますが、ここに公有財産の土地建物につきまして網羅してございまして、かなり年度中の増減があるようになってございまして、実際には先ほど説明いたしました

ような、第1、第3分庁舎、それから、焼却場の買い取り程度のもので、あんまりございませんでしたが、この中身の増減につきましては、現在財産台帳の整理をしております、いろいろ挙げては、挙げる必要のないものが挙がっていたというようなことがございまして、ここらの整理をさせていただきます。ということで、ご理解をいただきたいというように思います。

以上でございます。

山縣電算室長  
渡辺委員長  
山縣電算室長

委員長。

山縣電算室長。

それでは、電算室の費用について、ご説明いたします。なお、平成16年度は電算の費用につきましては、自治振興部企画課電算係で執行しております。

決算書の75ページ、76ページお願いします。

11目の行政情報処理費でございます。支出済額は、1億7,873万8,282円でございます。主なものとして、需用費でございますが、これはネットワークの機器の補修、それから、パソコン等の機器の補修、それから、プリンタトナーの購入費でございます。なお、プリンタのトナーにつきましては、支所も含めまして、全てのリサイクルということで、一括集中管理をしております。それから、役務費でございますが、これはインターネットのプロバイダ料、それから各出先機関を結ぶ通信回線で、ADSLの通信費とかISDNをお借りしておりますので、その費用でございます。それから、委託料でございますが、ネットワークの機器の点検委託ですね、それから新規システムの開発、それから既存システムの改修費でございます。それから、ソフトの一般的な保守委託というのがございます。それから、パソコンの廃棄の委託、それから現在LG1という情報がありますが、その保守、それから公的個人認証機器の保守、というものでございます。それから、使用料につきましては、各情報の機器にですね、ウイルスが入らないようにするための、ソフトのライセンスの費用であります。それから光ファイバーを自設しておりますが、NTTさんの管路を借りておりますので、その管路を使用料に入っております。それから、電柱もお借りしておりますので、そういう電柱の使用料。それから、合併します前に旧町で使っておりました、基幹系業務のシステムのリース代をまだ完納しておりませんところは、ここで支払をしております。それから、工事費でございますが、これは光ファイバーを自設しておりますが、その電柱が道路の拡張、またはいろんな事情によりまして、老朽化等によりまして移設をしますが、その場合に、移設費用の一部を、一部じゃない移設をする場合、うちの線も移設する必要がありますので、その工事費。それから、庁舎内のLANの配線の、工事費でございます。それから、負担金でございますが、これは、16年度県北情報センターが15年度に解散したわけなんです、端末につきましては、旧端末を4月、5月、6月と3ヵ月分ほど、どう

しても前のデータが見たいということがありましたので、加入されておりましては、各端末を残しました。その端末の負担金というかたちで県北情報センターに支払っております。

以上でございます。

それから、主要施策の方でございますが、20 ページをごらんください。電算室の方としましては、広域ネットワーク管理業務と、それから一般的に電算処理管理業務、それから 22、23 ページの方が、職員に一人ずつパソコンを配っておりますが、その維持管理業務。それから 16 年度につきましては、地域情報化ということでのいろいろ研究をするという課題がございましたので、整理をさせていただいております。

それでは、20 ページの概要だけを申し上げます。

広域ネットワークの管理業務は、総延長、133.5 キロの光ファイバーを張りめぐらせていますので、その関係の維持管理が主な仕事と、それからそれを光の情報網の中を通っておりますので、それぞれの機器の管理をすることが主なものでございます。それから、成果と今後の課題ということで、一番最後の 2 行目で、今後の課題としてネットワークの不正アクセスやウイルスの発信元、検知などのセキュリティ対策など強化が必要であるとしていますが、それにつきましては、17 年度予算当初です。既に予算化をさせていただいておりますので、それを現在進めております。それから、電算システム管理業務でございます。これにつきましては、戸籍住民から税関係、それから、福祉関係すべてまとめまして、現在 70 業務をシステム化しております。それらの機器の管理、ソフトの管理、それからパスワード、ウイルスの管理というものを現在やっております。それから、内容の方にも書いてありますが、電算システムは常に法改正を通して変更もでございます。それから、職員さんの方でも使用状況等におきましていろいろ報告、または質問等ございますので、それが、1 年間で 591 件、すべて文書で提出しておりますが、それについての対応をしております。それから、大きなものとして新機械室と改修費ということで、2 次改修で 3,420 万と、3 次で 1,074 万 2 千円ですが、これは、各システムを統合前に、合併前に中身については協議し構築しておりますが、合併後の運用やまた機能拡張、それから新規開発をどうしてもしなきゃならない業務等がありますので、ここで開発、または改修をしています。

それから、23 ページをお願いします。

23 ページにつきましては、先ほどお話ししましたように、各 1 人 1 人にパソコンを配置しておりますので、それらの運用、管理の事務となっております。現在管理は電算室だけではできませんので、情報化推進委員というのを設けさせていただいて、その研修等もこのように行い、強化をはかって、安定な管理ができるようにはかかっておるところでございます。今後も、この組織の評価が全体の技術のアップにもつながると思っております。

最後に 24 ページでございますが、地域情報化に関する事業計画ということで、現在は自治振興部の企画課の方で地域情報化計画書というので進めております。そのもととなります、いろいろな調査をですね、16 年度電算室の方で電算係の方で行いました。有線等については、加入者の状況であったり、それから市内の企業等の主に NTT さん、中国電力さんなんかの、進出の状況等の聞き取りを行います。それから、電子自治体に向けての県の方へも参考さしております。なお、この成果につきましては、企画課の地域情報化につないでいくようお願いをしております。

以上でございます。

渡辺委員長

以上で説明を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。再開は 13 時に行います。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長

会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

はい。今村委員。

今村委員

はい。総括的なことで 2、3 お伺いしたいと思います。

渡辺委員長

座ったままで。

今村委員

はい。今回、極めて詳細な財政状況の報告書をつくっていただきまして、まことに感謝申し上げますが、ざっと見たところによりますと、経常収支比率が極めて高くなっておるわけですが、この主たる要因は扶助費の関係、それから、公債費の関係だろうと思うわけですが、なかでも扶助費の関係が新市になって改めて、生活保護の関係とか、大きく増えたことに起因するというふうに思うわけですが、今後の問題として、扶助費がそのことで固定化をし、増大する傾向にあるのかどうか、そして、そのことによって、極めて高い経常収支比率を避けるには、今回扶助費の関係であるとか物件費の削減によってここまでになっておりますが、今後どういうふうなかたちで、この比率を下げたための方策を、この決算からされようとしているのか、そこら辺のお考えをお聞きしたいのが 1 点でございます。

さらに、それとも関係するわけでございますが、地方交付税がですね、今の 6 億ばかり増えている要因は、改めて市政になって、そのことが歳入された結果だという報告がございましたが、今後そのことが固定的に維持されるのかどうか、その方向性についてお伺いしたいという点でございます。

以上 2 点、部長の方へお聞きしたいと思っております。

新川総務部長

委員長。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 はい。まず1点の、経常収支比率の関係でございます。御承知のように、その高くなった要因というのが、ご説明の中にもさせていただいております、当然、義務的経費のですね、関係というところが非常な要因のひとつではないかと思っております。なかでも、人件費の関係、そういう状況、また扶助費の関係がですね、17年度のそうした状況、見させていただきましても、児童手当の関係等、また扶助費、生活保護、そういった関係がですね、非常に多くなってきております。ただ当然、生活保護、また児童福祉に関わる児童手当等につきましてもですね、それは避けて通れない要因をもっております。

それと当然、公債費の関係につきましてもですね、なかにはこの数値を見てもらいますとわかるように、非常に合併前の、そうした各6町の事業の増というのがですね、現在ようやくにして、少しずつ償還に入ってきてるという状況にきてるわけですね、3年据置き等で。それは今後また、まだ増向が見られる状況でございます。

どちらにしましても、この経常収支比率の関係等につきましても、類似団体と見ていただきますとわかりますように、非常に県内の状況等も、状況の中におきましてもですね、この経常収支比率は、非常に高い数値にきておる状況でございます。今後の平成17年度に作成いたしております行政改革の実施計画のもとでですね、あらゆる角度の中でそうしたものの、経常経費の削減というのを考えていかななくてはならないことであろうと思っております。それと同時に、全体的な決算規模の内容を見させていただきましても、まだまだ削減をしていく必要があると思えますし、本16年度の決算、また17年状況を見ながら、18年度の予算についてはですね、まだまだ厳しいものがあるのではなかろうかと思っております。その点、十分18年度の予算に向けてのですね、また17年度の執行、広範的なかたちになっておりますので、厳選な予算執行を実施していくことが、必要であるというように考えております。

それと、交付税の関係でございますけども、当然、合併によります余韻というものがですね、出てきとるのも事実でございます。ただ、合併しなかったらですね、この交付税の額というものが、大体20億円余り、減になろうと思っております。その6町が合併したことによって、その80億台の、この20億プラスのですね、状況が加算されておるという状況でございますし、ちなみに平成12年度の交付税を見ますと、約92億5,800万数字がございます。それと、平成15年度の交付税を全額たしますと74億5,800万、とまあ非常に多額の減額措置がきておるのも事実でございます。そういう状況の中で、合併したら10年はある程度財政措置される状況にありますが、これは全体の、そうした合併による部分の数値は構いませんけれども、他のそうした需要額のチェックというのは、入ってきてるだろうと思っております。当然、こうした国の動向等の状況見させていただきながら、交付税が完全に、これだけの財源を確保で

きるという確信は、持っておりません。むしろ減額的な状況になるのではなかろうかと思えます。

以上でございます。

渡辺委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

金行委員

委員長。

渡辺委員長

金行委員。

金行委員

はい。座ってでよろしいですか。

渡辺委員長

はい。座ってで。

金行委員

2点ほどお聞きします。

主要施策の16年度の説明書の中の、9ページでございます。総務費、一般管理費で、弁護士委託料でございますよね。あこで、弁護士に2人、ああいう金を支払って、これは何件くらいその年に相談ですか、処理ですかね、あったのかと、あれ、1点お伺いしたいと思えます。

もう1点は、23ページの、職員一人のパソコンということで、かなりご説明もあって理解した部分もあるんですが、理解より職員が今から推進委員を設けてやっておられるということですが、これは差がある思いますが、これは効果いんですかね、そこらの今の考えを勉強してもらって、一人できるパソコンが今から必要なということで、入れていられる。今のとことどういう傾向であるか。やはり人間十人十色でいろいろございますので、そこらの今の動向ですかね、そこらを2点お伺いしたいと思えます。

以上でございます。

渡辺委員長

はい。高杉総務課長。

高杉総務課長

はい。弁護士の委託でございますが、的場弁護士さんは、旧町の3町における顧問弁護士でございました。それを新市になって引き続きということで、件数は16年度は、15件ほど相談をさしていただいております。大本弁護士につきましては、新市になって、新たにお願いをしたという経緯で、一件がそれぞれ複数にわたるということもございしますが、一応5件ほどお願いをしとるということでございます。的場弁護士は、総体的なあらゆる部分にわたっての、ご相談をさせていただいておりますが、大本弁護士につきましては、主には、暴力団の対応をそういったような事案でございます。

以上でございます。

渡辺委員長

山縣電算室長。

山縣電算室長

はい。議員さんお尋ねの件の、1人1台パソコンの管理ということでございますが、現在は、各課に1名はですね、推進委員さんを設けております。それで、推進委員さんは、課長さんの方からお願ひし、どなたかにお願ひするようなかたちになっておりますが、やはり少し専門性といえますか、特殊性がありますので、やはり、預かってみたいと、そんな意志も十分酌んだ中で人選しております。

それから、現在毎年になると思うんですが、パソコンの入れ替えを行います。その際の作業もですね、電算室の職員が指導はしますが、その推進委員さん自らが、入れ替えの作業も立ちあっていただきます。それは、実際に理屈ではなくて、自分自身がそういう入れ替え作業の中で、いわゆるネットワークの管理であるとか、セキュリティであるとか、または、パソコン、パスワードの管理であるということに対して、自ら取得をしてもらうということでは、具体的に携わっておりますので、いわゆる、何かの規則のとおりになってるということではなくて、具体的にそういう動きの中で、技術も取得していただいております。

それから、もうひとつ来年度は、e ラーニングと言いまして、政府が予定する通信ネットワーク上ですね、そういうセキュリティの研修を受けるソフトがございます。そういうものも今までは、自由参加で行っていたんですが、今後につきましては、一定の時間を確保するかたちで、そういうことへも積極的に参加していただいて、今後の情報化というのは、どうしてもセキュリティが中心になってくると思いますので、きちんと組織的な対応ができるように、その推進委員さんの教育もしていきたいと思っております。

以上でございます。

渡辺委員長 はい。他にありませんか。

山本委員。

山本委員 主要施策の成果に関する中でですね、ちょっとお聞きするんですが。総務部長さん、行政改革推進大綱で成果を出しておられるんですが、特に先行して取り組んだ事項いう中で、何点かまちづくり委員会の設置とか、本庁支所の連携のあり方とか、いろいろこう、ずっと下までいきますと、団体補助金の見直しとか、これを取り組んでいかなきゃならないということで、先行してやっとならということですが、これが平成 17 年から、21 年度の行政改革大綱で策定されとるわけですが、今まちづくり委員会の設置は、当然私らも説明、たびたび聞いて設置されておるのは聞いとるわけですが、いろいろこの中で、この 16 年度のいろいろ成果の中でやはり、21 年までその計画はあるのにいたしましても、これはまだ、急いで特にやっていかななくてはならない、というものをとらえると思うんですが、そこらを、今後 18 年度に向かって、特にいろいろ団体補助金の見直し、集会所設置等の維持管理方法についても、まず、特に本庁支所の連携のあり方というがまだ、明確化をしてないと私は感じておるわけですが、そこら今先行して、どうしても取り組んでいかないという把握されとる中で、ことやはり、特にこのまま 18 年度からでも重点的にこの 16 年度の結果を見て、やっていかなきゃならないというのをとらえておるところがあると思うんで、そこがあればお聞かせ願いたいと思います。

渡辺委員長 1点ですか。

山本委員 はい。1点だけ。

渡辺委員長  
新川総務部長

はい。新川総務部長。

行財政改革の平成 17 年度から、21 年度という、状況の中で取り組みをさせていただき、先のこうした先行的に取り組むという状況については、まず 16 年度に取り組んだ、事業ここにある程度、スタートラインということの中で、計上させていただいております。大きくその成果と言いましょうか、議員さんにもご協力いただき、三役さんと、職員の、やはり給与のそうしたカット、市長さん、15%のカット、また三役さんの中では7%、また管理職、部長級には6%、2%という状況、非常に大きな成果的な課題が出ただろうと思います。

ただ、ここの中にもいろいろ掲げをさせていただき、当然取り組んでいかななくてはならないという問題点もございますが、非常に、今回の人事院勧告によりまして、非常に給与の是正、また給料表の体系等もですね、非常に厳しい環境の中で変わってきております。当然、それを受けるといことになれば、組織の体制等もですね、多少考えていかないと、非常に受け入れる給料表の体系をですね、矛盾してくる点ができるんじゃないかという思いがしとります。できれば、19年には庁舎も完成をいたしますし、そういう状況の中において、十分体系等も含まれた中で、そうした本庁、支所を含んだ総合的な、ある程度のチェックも必要になってくるだろうという思いがしとります。当然、現在合併して2年目になるかと思っておりますが、そういう状況の中で進んで、よりよい事務の執行ができるだけ簡素に、スムーズにいくような方法が一番という思いがしとりますし、そういうところも今後検討させていただきたいと、それと今の補助金の関係が、非常に各種団体に対する補助金ですよね、この問題は、財政担当として見れば、地域振興のあり方の面とですね、各種団体、また地域に対する補助金、そういうことも総合的な整合をとらしていただく必要があるんじゃないかと思っております。それと同時に、権限移譲がこの来年4月には、また県の方から下りてきます。そういう状況の中で、受入れ体制等もですね、実施していかなければいけませんし、そうしたかたちにも、また体制の整備が必要になってくるんじゃないかという思いがしております。

どちらにしても、すぐ先行して、現在取り組んでいることがですね、問題点で解決するかということは、なかなか1年ではできないというように思いますし、引き続いてこの事項をですね、取り組んでいかなければならないと思います。

以上でございます。

渡辺委員長  
山本委員

山本委員。

いろいろ説明を聞かせていただきまして、組織の改革をし、19年度の庁舎完成のあれでまあ、組織を改革するということなんですが、今、一番住民が感じておられるのはですね、やはり本庁と支所のあり方、特に支所の権限、いろいろな権限についてやっぱり、まだある程度の権限は与えて、与えるという言葉がいかどうか分かりませんが、一応、支所

としての権限を持っておるといふように見受けられますが、実際はそれが本当の権限としての、いっとらんといふような節があります。

そういうことになりますと、やっぱり、いくら庁舎が完成をみてからのあり方を検討するといふことですが、やっぱりそれまでにやはり、地域住民の行政に関するサービスについてやっぱり、支所のあり方といふのを、やはり本庁と支所が、しっかり噛み合わせていかななくてはならないといふ部分があるのではなからうかと思ふわけですが、各支所においても、いろいろ地域の要望がある中で、なかなかそこへ満たされていないといふことも、つながるといふ感じがありますんで、この文書で、本庁と支所の連携のあり方とか、その文書だけの表現ではなく、もうちょっと、安芸高田市のひとつの本庁支所の職員といふものが一致団結した話が、十分コミュニティがとれてないといけんのんじゃないかと思ふので、そこだけを十分、この18年度にも重心を、足をそこに置いてもらって考えていただければと、16年度の成果を見ながら感じとるところでございますので、そこは十分取り入れて考えてもらいたいと、これは要望しときます。

渡辺委員長 他にございませんか。

亀岡委員 委員長。

渡辺委員長 はい。亀岡委員。

亀岡委員 歳出に関係するわけですが、先ほどですね、普通会計歳出決算見ますと、この投資的経費が決算額の増減で見まして説明がありましたように、43億1,300万ということになっておりますし、これはお話しがありましたように、合併前の駆け込み的旧町ですね、事業の取り組みによって、建設事業といふのが、投資的経費といふのが大きかったといふようなことも、それはそうだと思うんですがですね、全体として今日の経済状況の中でですね、建設的、投資的、建設事業の投資的経費が落ち込んでおると、そういう状況にあるとわかります。

ただ、そういう中だからこそ、地域によっては、仕事が全くないとは言えませんが、アンバランスになってきておるのではないかと。とりわけ合併を進めてくる中で、継続事業になっているものからかたをつけていくんだといふ方針が確認されていまして、そういうふうを実施されていって、実行されていっておるわけでございます。ただですね、建設事業といふものは、地域の住民との関係で、業者とそこに雇用されている人達、そういったことを通じて非常に市民皆さんの生活に大きな影響を持つといふことが考えられるわけですね。そうした時に、市民の皆さんの要望なりですね、願いといふのもいろんなかたちで聞くわけですが、市としては一応ひとつの行政体になった中でのことでございますので、ある事業といふのを、そこに旧町の枠を越えて業者の仕事を得ていくひとつの機会といひますか、そういうのが十分考慮されているのかどうか。その地域、例えば、旧町単位で言いますと、そのもとの町単位の中に仕事がおきてこない、そこにいる業者の仕事がないんだといふ

ことになってはいますね、合併の理念や、筋合いからはずれてくるんだと思うんですね。

そこらあたりのことが、どのような考えで執行され、また実際として実行されてきたのか。また、そこらについては、今後どのようにこの決算額なり、16年度省みまして考えていかれるのか、そこらの辺をお伺いしたいと思います。

渡辺委員長  
新川総務部長

総務部長。

はい。非常にご厳しいご指摘をいただいとるわけですが、確かにこの14年度、15年度、16年度の決算を見ていただければわかりますように、非常に普通建設事業費の減ということになっております。いろんな角度の合併する状況の中で、当然15年度伸びた理由というのがですね、合併前において各町が、補助金申請を全部されているわけですね。合併した時点で、安芸高田市に対して、土木なり、農林なり、各部門のそうしたハード面での事業は、6枚で申請したものが、1枚できたものですね。当然、合併しておるんでそうですが、そういうのが各町の実情を見させていただくと、非常に用地交渉の難航の道路とか、そういう問題視しておった事業が、要望で掲げられとったのも事実です。当然、建設部の方ではそういう補助金の割り当ても受けておりますし、用地の交渉等もやって、部分的には大分、合併してですね、旧町で用地が解決できなかったこととかが、合併の中である程度用地を解決し、事業に取り組んでおるとい事業もございます。

基本的に今後、こうした事業の選択肢いいまいしょうか、非常にハード面の事業についてはですね、この財政指標を見ていただければわかりますように、旧町とも非常にハード面、ある程度整備された状況の結果だろうと思えますね。財調基金がなくなり、公債費が高くなるとするのは大部分過疎債なり有利な起債を利用されて、ある程度整備されて、合併してもハード面はしなくてはならない、先行的にやっておるといこともありますんで、早いか遅いかという状況になろうかと思っております。そういうことで、17年度から一番大きなハード面である、第2庁舎と総合福祉センターという状況の中に、建設に着手しようとしとりますけども、こうした先行の安芸高田市民全体ですね、一番、利便性というのは、庁舎の関係であろうと思っておりますし、そこらを先行的に当然取り組みをさしていただいとすることで、今の現段階の中で計画され、継続事業もそれを完璧に実施するということは、財源的な配分の中では、多少無理な点があるかなという思いがいたしております。

今後、そういう状況についてはですね、十分状況の選択肢をしながらですね、当然地域の方の要望等も出てくる状況にはあろうと思っております。その点については、やはり状況と地域の皆さんのご要望等も、十分配慮させていただいた中でですね、選択肢をさせていただく必要はあるんではなからうかと思っております。それで、1面そうした関係の施行的な関係というのがありますが、今後土木の吉田建設局もですね、3月

末でその事務所も閉鎖されます。

そういう状況になりますと、土木における権限移譲で、市の方に業務委託ということで事務を整理しておりますけども、県道のそうした事務も行っております。そういう状況で、現在の中ではですね、そのエリアを越えてというのは、県の事業採択の、委託を受けている事業が本来であれば、全体を県と市で同じ調整の枠にしたいと今考えております。当然、県道の受託している路線道の発注におきましても、県に準じてくれという内規的なこともございますし、そういう内規条項につきましてはですね、県と市のある程度同一的なものにしてはどうかという考え方、今整理をさせていただいております。ご要望の点の高田市エリアということもありますけども、そういうことについてもう少しですね、時間をいただかないと整理が難しいこともございますし、先の地域の要望の方の、要望の事業等についてもですね、十分また地域の皆さんと話しながら、そうした採択的なかたちにさせていただかないとなかなか難しいのではなかろうかと思っております。要は県に準じたかたちの中で、実施するという事務作業を、ある程度今年度から実施をさせていただいております。また、来年度より一層事業の連携をとらせていただいて、県の方の受託事業と連携をとるというかたちの中で、事業推進をしていきたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

亀岡委員  
渡辺委員長  
亀岡委員

委員長。

はい。亀岡委員。

市としての建設事業に関係する考え方、これからの対応等についてはですね、おっしゃるとおりで、わかるんですよ。

ちょっと私の質問の方が適切を欠いたかなと思うんですけども、要するに端的に旧町単位で考えましたら、先ほど言いましたような継続事業を優先していただくとかですね、全体の事業量は、減さなければならぬというのわかるんですよ。

ある事業そのものをですね、例えば市内の業者が、その仕事に参加するその道は、対等にと言いますか、公平にと言いますか、そのようなことにできるようになっておるんかどうかですね。早く言いますと旧町のどっかの町では、仕事が出てこんけ、そこには仕事がないんで、そこにいる業者は仕事に、どう言いますか、ありつけんということですよ。そういったようなかたちになってはですね、いけないので継続事業がどこに集中していようと旧町の中でのですね、仕事には市内の業者は同じように参加する道が開けておるんだと、いうふうにならなきゃいけないと思うんですよ。

そこらの考え方が、私なら、私の考え方が違うというのならそれは別ですけども、そのところはどのように考え方を持ってやってこられたのか。また、今後そういったことについては、どういったように対応していけるのかということ、もう一度改めてお聞かせ願いたいと思

います。

渡辺委員長 はい。新川総務部長。

新川総務部長 はい。当然、合併前にはそうした旧町単位のですね、入札執行ということで、状況とされていたと思います。

合併し、スタートさせていただいたかたちの中で、枠組みの考え方を持たせていただいております。例えば、6町ある枠を、3つに分割させていただいて、それ以上、また入札の状況によって、まだ再度業者数が足りないということになれば、また再度、もう1地区へですね、入っていけるという入札の先行的なものもつくっております。このことが、県が実施しております、県もそういう状況と同じかたちの中で、取り組みをさせていただいております。だから、基本的には、2町をひとつの枠の中でですね、まず1点は業者選定をするということでございます。それで、その足りないところは、また次の町ということで内規的にそういう状況をつくらせていただいて、今選考をさせていただいております。

以上です。

渡辺委員長 他にありませんか。

松村委員。

松村委員 はい。1件お尋ねいたします。今現在、本市におきましては、32の地域振興会が組織されとるわけでございますが、それぞれが、暗中模索の中で、推進されておるのではないかと思います。

そうした中で、今朝ほどからの報告にもありますように、職員さんの研修がとりわけ、地域振興組織と職員の関わりについて、というテーマに基づきまして、19回の研修会が持たれたということなんですが、これはどこまでも16年度中、17年度2月までに、19回ということですが、その後、17年になっても継続されているのかということと、それからこれの研修の成果、今後の取り組みと言いますか、どうかかわっていただくか、やはり職員さんの示唆、等々が各振興会で得られればまた、協働のまちづくりを目指す振興会としても、大変大きな力になるように考えますが、そこらあたりのところをお尋ねします。

渡辺委員長 はい。高杉総務課長。

高杉総務課長 はい。16年度は合併して間もないということと、市の誕生の基本理念であります市民の方と、一緒の汗を流してまちづくりというようなことで、その方テーマで、研修をすべての職員に、受講の機会を与えてまいりました。その結果というのはやはり、地域32の振興会それぞれがその職員をどういうふうに使っていただくと言うていいですか、そこで活躍をしとるんか、しとらんのかということが、ひとつの判断だろうかと思っております。

17年度につきましては、そこに受けた職員の中から幹部といいましょうか、その上級の指導者的な役割を担うということで、リーダー研修ということと、それぞれ取り組んでまいりました。それぞれ6つの講座

を設けまして、それぞれに受講していただいて、昨日 11 月入って、講座が修了したということでございます。これは、その組織の中で、リーダー的な役割を果たす、そういうふうな役割が、職員も必要なんであろうということの研修を、今回持たせていただきました。そういうことでその、基礎的な基本的な部分、それで 17 年度はそれにもう一歩上の段階でのリーダー研修ということでの研修をして、系統をたった職員の地域づくりへの係についてのご研修をさせていただいております。その成果につきましては、それぞれ、この前の 2 月の 11 日にそれぞれ地域振興会の事例の発表が、甲立のミュージアムを借りてあったわけですが、そこでの参加状況等見てますと、職員の方もそうですが、一般の人もかなり来られたということは、少しは研修の成果が出ておるのではないかと、そういうふうに認識をしております。

以上です。

渡辺委員長  
熊高委員  
渡辺委員長  
熊高委員

他にありませんか。

委員長。

熊高委員。

はい。この席、市長、助役がいらっしゃるんですけど、3 役の収入役さんにお伺いしたいと思いますが、合併をして初めての予算と言いますか、さっきもありましたように、旧町の後始末に近い部分もかなりあるような予算執行というの、実態にはあろうかと思いますが、そうは言っても市長が初めての、本格的な予算を執行された年度であるというふうに思うわけですね。そういった面からして、お金の出入りを管理されている収入役さんからして、16 年度の予算執行にあたって、どんなふうな感じ方をしておられるか、総括的な質疑もなかったんで、要の総務部の関係でお聞きしたいというふうに思うんですが、例えば、先ほどもありましたように、支所との関係も含めて、お金の決裁も含めて、いろいろ稟議の状況も、かなりたくさん稟議の印があるという話しも前回したと思うんですが、そういったことも含めて、16 年度の予算執行上、17 年度に生かしていけるというふうな部分が、当然あると思いますが、今の時点で、17 年度の予算執行も後半に入っているわけですが、そういった合併から新しい市の流れの中での、大きなポイントになる 16 年度の予算執行であったのではないかという思いがするんですね。そういった観点から、どのような受け止め方をされておるのか、1 点、収入役に感想という意味でもいいですからお聞きしたいと思います。

2 点目はですね、施策の成果の関係で 11 ページ、情報公開とか個人情報保護事業というかたちの中で、特にまあ、情報公開というかたちの実態が、成果として上げられていますけども、今情報公開というのは、求められて出す情報公開と言うよりか、むしろ進んで出す情報公開だというような流れというふうに思いますが、この一覧表の中に非公開というのが、ここ見るだけで 2 点、あるんですね。あるいは、次のページ、不開示という部分がありますが、ここの具体的なそういった流れにな

った、経緯なり、その内容について少し詳しく報告をいただきたいというふうに思います。

もう1点、3点目ですが、これ最後ですが、13ページの行政改革推進ということで、先進地を視察をされておりますが、多治見市、長野県、これはどう言うんですかね、樽川村、檜川村、あるいは高浜市、多治見は総務委員会でもちょうど行きたいというふうな場所でもあったわけですが、ちょうど向こうの日程がとれずに、九州の方の甘木、あるいは宗像市の方になったわけですが、かなり先進的なところだと聞いて、楽しみにしていたんですが、結局行けませんでしたので、この多治見あたりで、何を感じて帰られ、どのようにそれを、17年度あたりに反映されてきたか、というところをもう少しお聞きしたいと思いますので、以上、収入役さんから始まって、3点ほどお聞きしたいと思います。

渡辺委員長  
藤川収入役

藤川収入役。

熊高議員さんに対しまして、お答えを申し上げます。

初めての1年を通しての、16年度の決算であろうかと思えます。具体的に前年度比較と言いましてもですね、旧町の14年度と15年度、16年ですよね、予算規模を見ましても旧町14年、15年と合わせますとですね、やはり、240億円台の予算執行をされております。これは単純に比較はできませんが、それぞれ6つの町の執行がですね、若干それぞれの解釈、職員の意識の問題等でなんぼか差があるのは事実だと思えます。ひとつの支出負担行為をとりましてもですね、それぞれの各町の思い方、解釈の仕方、職務執行権限のあり方も随分違っておると思えます。各旧町の管理職の方のですね、決裁の金額の上限も当然違っておられます。

合併して2年目の後半に入っておるわけでございますがですね、まず、標準財政規模から言いますと、倍くらいの予算規模になっておりますが、これは皆さん御存じのように交付税依存、旧町の普通交付税のあり方が、いろいろ論議されておまして、その方の依存というのが非常に強いもんではなかったであろうかと思っております。我が町の自主財源はどこに、どのように入るか、あと、依存財源はどのようにしてあるか、その仕組みをですね、まず勉強していただくのが職員の第一の原則であろうと思っております。

歳出につきましては、それぞれ旧町の町の特徴を生かして、執行されておろうと思えます。先ほど部長さんが言われましたようにですね、14、15を見ますとですね、建設投資的経費というのは、もう随分やってこられております。で、なんじゃかんじゃ言いましても、今の三位一体の原則は、この交付税のあり方、市長がよく言われますように、全国津々浦々どの自治体もですね、不公平のないような行政展開をするというのが交付税の第1基本であったわけですね。それでは、いかに言っても国の方の財政も破綻いたしますし、首長のそれぞれの解釈によってこれも差が出ております。税を高くしたり低くしたりですね、それがいい悪

いは別といたしましても、解釈の違いによって、それぞれの各自治体の行政展開が非常に無理にしないでよいような事業投資もやっておられるところもあるとは、本等には掲げておられますが、合併いたしましても、何が一番重要かと私が見ておるのはですね、それぞれの歳入歳出がどういう中身の本質を、まず理解をしていただいてその理解というのが第一原則だと思います。それにはですね、やはりそれぞれの職員が積み上げていただいて、我が安芸高田市はですね、歳入から歳出にかけて人口3万4千余りおられますが、1人当たりの予算執行は、例えば50万くらいだろうか、30万くらいだろうか、80万だろうか、旧町の人口規模の割合も比較しながら、まずそこら点もしっかりと、あの、研究をしていただかないと意識改革と言いましても、なかなか次のステップにいかない。まあ、民間企業は当然この決算を分析されまして、次の予算執行に反映されるわけですが、私は行政はすべてが、決算の効率の良い展開であったかどうかということはいかないと思います。やはり、いろんな地域の諸問題を考えるにあたりまして、効果だけをとらまえてやるのが行政ではないと思います。そこらの点は、議員さんなりいろいろと研究しながら執行していくのが、行政のあり方であろうかと思っております。

いずれにいたしましてもですね、この1年を通した決算です。それぞれの支所、本所問わず稟議のあり方、決裁のあり方をそれぞれがよく協議をしていただきたと思うわけですね。管理者、係長、中堅の係長さん、それぞれ担当の職員さん、どこに問題があって効率よくいかないか、これは日常真剣に考えれば、簡単に私はできると思っております。それをですね、上の方へ挙げていただいて、この本市がやっております行財政改革の中にですね、これを入れていただくのが一番ベターだろうと私は思っております。それぞれ疑問点等お互いによく協議してですね、支所も十分ご理解をいただきながら、協議いただきながらですね、やっておるのが、今の現状です。先ほど言いましたように、できるだけ効率のよい伝票会計財政システムをですね、構築するように、お互いに協議しながら、実態にあったような展開をしていきたいと思っております。

以上です。

渡辺委員長  
高杉総務課長

はい。高杉総務課長。

はい。最初に情報公開の件でございます。この情報公開で、公開請求、まあ権と言いましょか、できる方というのは安芸高田市内へ住所を有する人等に限られています。ここに上げさせていただいた事例では、他町の業者の方から、納骨、火葬場の残骨処理はどうなっとるんかと問い合わせがございました。ですから、公開請求に値しないということで、非公開の決定をさせていただいたところでございます。

続きまして、個人情報保護の不開示の問題でございますが、これは、個人のプライバシーを尊重すると言いましょか、生活保護の申請の書類につきましては、公開の開示の対象にしないというふうなことで、不

開示の決定をさせていただいたところでございます。

それと、行政改革で先進地の視察でございますが、これは視察の前に書いてございますように、研修内容としたら、ここの5つの部分について研修をその視点でしたところでございます。これをアウトソーシングと言いましょうか、外注、まあ行政が取り組むべき仕事、そして、民間でもそれ以上の仕事ができるんじゃないかというふうなことの視点の中での取り組みの中で、そのような先進的な取り組みをされたところにつきまして、視察をしたところでございます。特に、多治見市におきましては、名古屋圏域に近いということもございまして、非常に行政改革が進んでおりますし、職員そのものの基本的な考え方そのものも、行政改革が、即自分の仕事に直結するということで、細かい取り組みも自ら課題として取り組んでおる姿を研修をしてきたところでございます。ですから行政改革の懇話会の席上でも、申し上げましたように、また、職員が変われば、この行政も変わっていくということで、そういうふうな視点を多治見市では特に勉強させていただいたことであります。

以上です。

渡辺委員長

よろしいですか。

熊高委員

非公開の方が、もうひとつ答弁が抜けてます。

渡辺委員長

非公開でもう1点。

熊高委員、交際費の件ですか。

熊高委員

そうですね。

渡辺委員長

はい。交際費の件。

高杉総務課長

はい。失礼しました。旧町長の交際費でございますが、これは、御承知いただきますように、10月1日から公開の対象とするということで、この請求は、10月までの状況でございます。ですから、この交際費等の2町の町長に対しての交際費の公開の請求でございましたが、いずれにしても、いずれの場合も非公開とさせていただいたということでございます。ですから、10月1日以降につきましては、公開をさせていただくということにしております。

以上です。

渡辺委員

よろしいですか。

熊高委員

あの、行財政改革の他の2町、2市か、その分の答弁も合わせてやっていただきたいと思えます。

高杉総務課長

はい。それでは、先進地の視察の、榑川村でございますが、これは例えば、バスの運行でございますとか、等につきまして、外部委託をしております。そういうふうな、ここの4月から取り組んでおります人的業務委託の先進的な事例等を見させていただくことで、そこでやっておられるところにつきまして、榑川村を紹介をさせていただいて、そこで研修をいたしましたところでございます。愛知県の高浜市につきましては、市そのものが株式会社を立ち上げて、行政の仕事をしてきとると、いうふうなことでございます。それによって、非常に効率のいい行政を進めてお

るといふことで、安芸高田市の行政改革もそれを参考にしながら、進めていくといふふうなことを、研修をして帰ったところでございます。

以上でございます。

渡辺委員長

よろしいですか。

熊高委員

委員長。

渡辺委員長

はい。熊高委員。

熊高委員

はい。収入役さん、ありがとうございました。いろいろ大変な時期に収入役の立場で、いろいろと組織の動きも含めてですね、流れをつくっていかねばならない、とまあ年度のいろいろな取り組みだったと思いますので、先ほど言われたように、今後とも組織の流れ、そういったものがスムーズにいくことが、行革にもつながると思いますので、さらにご努力をいただきたいといふふうに思います。

あと、情報公開の場合は、それぞれ新しく動き始めた中での取り組みといふことで理解をさせていただきました。

あと、行革の方ですが、もう少し具体的に、この2市1村あたりの取り組みが今回の行革あたりで、具体的にどの部分が、どう生きてきているんだといふようなことが、もう少し具体的に、はっきり言うことができれば、参考に聞かせていただければと思います。

もう1点、今の行革の関係でそれぞれ先進地に行くと、リーダーシップといふのがかなり大きな要因となっているといふふうに思うんですね。そこあたりは、一体どのように感じてこられたか、あわせてお聞きします。

渡辺委員長

2点ですか。

熊高委員

はい。行革の方で言えば、あわせてですね。

渡辺委員長

はい。高杉総務課長。

高杉総務課長

はい。強いリーダーシップといふのは、それぞれ先進地の視察で多治見、檜川、高浜、いずれも強いリーダーシップのもとに、行政改革を推進をされております。具体的には、例えば、早急に取り組む事項の中で、非常勤特別職及び臨時職員の雇用の適正化といふふうなことで、具体的にそういう項目を挙げながら、具体的に17年度から実施をしてきているという部分もございます。そういうようなところで具体的な生かし方をしておりますし、また、その根底には人を育てていく、つくっていくといふ、そういうふうな意識の改革を持った職員を育てていくという意味では、人材の育成の計画そのものについても、このことが生かされておると認識をしております。いふことでございます。

渡辺委員長

よろしいですか。

熊高委員

委員長。

渡辺委員長

はい。熊高委員。

熊高委員

そこでひとつ、総務部長にお聞きするんですが、強いリーダーシップを発揮するといふのは、当然リーダーの思いといふのがあろうと思うんですが、そういった環境をつくるための職員のあり方、そういったも

のは総務部長にしては、どういったふうに考えておられるんかお伺いしたいと思います。

新川総務部長  
渡辺委員長  
新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

はい。行革の取り組みにつきましては、いろんな角度で、今日まで議員の皆さん方のご協力の中でですね、大綱また、実施計画というのを作成していただきました。御承知いただくように、合併前の中でも、各町それぞれ取り組みをされた経過があると思うんですね。平成9年度から、平成12年度まで、行財政改革の取り組みを実施して、6町とも取り組んだ状況があると思います。

今回そうした状況を踏まえ、6町のそうしたいろんな職員の中で、5百数名の職員の中ですけれども、当然、感覚的な意識の持ち方と言いますか、専門性ですね、職員を市としてのですね、担う人材をつくるべきと考えております。そうした中で、ある程度専門角度の中には、17年度からそういう角度の中で、取り組みをさせていただくという部分もございます。そうは言いますが、それで、人材ができるとはできませんので、やはり、他の団体への研修活動への出席をさすというのもですね、非常に大きな人材育成ができるのではないかなという思いもしております。

どちらにしても、人材育成の基本的な計画等は、現在作成いたしておりますけれども、やはり、来年度以降については、職員の人事の異動要望もとって、実施してみたいというような考え方を持っております。そうは言いますが、今の現状の状態です、全部、行財政改革をきれいに進めるということはないと思っております。前期5年間の中で、なんらかのアクションをおこさないでですね、この行財政改革をできないかなという思いがしとりますので、これがもう少し時間をかけさせていただいて、組織の分野なり、いろいろな退職勧奨の例、いろんな角度からですね、取り組みをさせていただくというのが一番だろうと思っております。それと実施計画のあり方については、各部、各課ともそうした幹事課長中心にそういう状況、職員の方からすい上げをしております。

やはり、職員に意識改革ができないかぎり全体を達成することはできないんじゃないかなと、それをチェックするのが、その部の幹事課長なり、担当部だろうというように思っております。そういったところを踏まえながら、幹部会議に上げながらそのチェック的な体制をとらしていただきたいという思いがしております。

以上です。

渡辺委員長  
岡田委員  
渡辺委員長  
岡田委員

他に質疑ありませんか。

委員長。

岡田委員。

委員長にちょっと、今日は市長は昼からつかえたんですか。今、熊高同僚委員が、肝心なところがあってんないから言ったんですが、つかえ

たんですか。午前中はむしろ必要ないんですよ。それは、説明してんじやけえ。部長が変わりに、昼からというのが大事なんですか。それは、まあいいですわ。答えは出るまで待ちよってもしようがないですから。それはいいですわ。

渡辺委員長  
岡田委員

はい。後ほど。  
報告書にあります、第1章の決算の状況のいうところの、分析についてお尋ねしたいんですが、まあそりゃ、市長さんがおってなら市長さんにお聞きしたいんですが、担当総務部長の方へお尋ねしますが、これは根が深い意味合いがありますので、お聞きしたいんですが、端的に言いますと、国が進めてることなんですが、官から民へこのたびの選挙でも、それで自民党圧勝したんですが、官から民へというのは、どういう意図を持ってこの本市に影響してくるんだろうかとまず1点、お聞きします。

それから、その次のページに、一番上に基準財政需要額の、この減ですよ、14億2,137万8千円ですか。これは、先ほどの同僚議員の話、答弁とあわせて聞きますと、旧町の生き残り作戦ということで、地方交付税の問題がありましたよね、そのまま単純に計算しますと、70億ぐらいにしかならんのが、合併したから90億近い交付税が出たと、この分では私は、次言えばいいんですが、あの交付税の減り方というのは、御存じのように、算定基準がそのものが変わって算定しているからそのようになるんでしょうけども、この財政基準財政需要額の減った分については、普通の自治法でいきますと、旧町がそのままだったら、特例ですから、そのままの横滑りになるわけでしょ。それなら、財政基準財政需要、こういう減るということがですね、どういう算定になって、こうなったんですか。

2点目お尋ねします。まあ、2点にしときましょう。後で自分がわからんようになるけえ。

渡辺委員長  
新川総務部長

新川総務部長。  
はい。まず1点目のこうした決算状況の中に、表現をさせていただきとることの内容かと思っております。

当然、今日の国においてもそういう財政状況での厳しさというのは、御承知のとおりというように思っております。ただ、国、また県、こうした市の財政状況を取りまく環境というのはですね、当然ある程度、行財政改革の取り組みをしないとですね、できない面があるのかなという思いもしておりますし、当然権限移譲的な面につきましても、市の方へ委ねておられる状況もきております。

そういう厳しい状況の中で、こうした16年度の状況を踏まえてこさせていただいたということでございます。国における当然、行財政改革の基本の方針に、基づいたかたちをある程度とっていかないと、市という財政基盤というものは弱体化して、できていかない、運営もできない状況になっていくんかと思っておりますし、そのことも人事院勧告の内容等も

尊重しながら、というような取り組みをさしていただきたいと思っております。それと当然、交付税の関係であります、交付税というものにつきましては、基準的な数値の下で歳出をしてきております。

ただ、先ほど来からご説明させていただいておりますが、合併しなかったらこの数値にもありますように、17億円近い、約20億円近いものがですね、錯誤で減額になっておる状況でございます。当然、それはその状況の中で減額をされ、プラスになっておるのは需要額の中の基礎数値の合併に伴います特例の中で、増額になっておるという状況でございますので、当然、市の旧町のものをたしたものを全部、需要額にならないと考えております。

以上です。

岡田委員 官から民へというのは、どういう位置づけで言うとするのか、考えとってんですか。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 先も説明をさせていただきましたように、当然国の経済の運営の構造の指針等に基づきましてですね、我々は当然、行財政改革を取り組んでいくということでございますので、国におきましても、こうした官から民という状況の取り組み、また、国から地方という状況の時代の背景ということもきとります。そういうを尊重させていただいて、このたびの決算をみさしていただいたというわけでございます。

岡田委員 委員長よろしいですか。

渡辺委員長 はい。岡田委員。

岡田委員 どっかの答弁聞くようなけえ、ちょっと意味がわからんのですが、官から民へというのは、民間へ仕事をおろすというのは、私もわかるんですよ。国がそういうふうにしたから、地方自治体もそうせい、そりゃあ流れの沿わにゃいけんというのはそりゃ確かにそうです。じゃ、国が官から民へいくのはそりゃ民営化した場合に、どのような影響が起きてくるか、国全体にね、そこを認識はどがに思いうるんですか。

ちょうど、市長さん来られたけえ、市長さん。部長には尋ねとるんですが、国が官から民へいろいろ民営化すると、行政改革も、国の改革も、骨太方針で、内閣はそういうふうの方針に基づいて進めていくというんですが、私はただ単に民営化という民営化と、普通の、普通のいうか、どうしても私はアメリカが出るんですが、アメリカの国が民営化した部分は、アメリカの国内のことで問題ないでしょうけども、日本が民営化したときには、後の大資本のアメリカ財界がこの民間企業へ資本投資化しとるのは、市長さんも御存じだと思いうるんですよ。日本全体が民営化しても、まるで財源がよそに飛んで逃げるんじゃないか思いうるんですよ。その点はどのようにお考えでしょうか。官から民へというのは、そこ深いんじゃないんでしょうかというのを尋ねてみたんですが、どうですか、市長。

渡辺委員長 それでは、市長。

児玉市長　それでは、座ってお許しをいただきたいと思いますが、官から民へというのはやはり、今の時代の流れであろうと思います。というのは、国も財政的に非常に逼迫をいたしておると。それと同じように、地方の市町村も財政的に非常に苦しくなってきたと。いうのはかつて、いわゆる高度経済の時代には、財政的にもかなりのゆとりがあったと。そういう時代、起債も十分貸して、事業もできた。交付税もかなりのものがきておったという、それはやはり行政に経済的な体力があったと言いますが、ゆとりがあったということで、それに従って、各市町村も、いろいろな事業をやってきておるわけでございます。そういうことが、この財政的にできなくなってきたというのが、今の時代であろうと思います。したがって、本当に行政がやらなきゃいけないものだけをやってスリムになると、後、その民間に委託できるものは民間に委託をして、行政がスリムにならんと今後運営ができないという、運営というか行政そのものが運営できんと。こういう時代に入ってきたと思います。それが、いわゆるその民間委託、指定管理制度というようなものであろうと思います。

そういうことで、今まで何もかにも行政で職員を配置してですね、かなり赤字が出てもどうしても、面倒みるというそれだけの、面倒をみきっていくだけの体力が行政になくなりつつあると。したがって、まずそのような民間へ委託しても、結構、運営できるようなものは民間へ委託して、スリムになっていこうと。それが、官から民へということではなからうかと思えます。我々もこのことが、本当にいいとは思いません。しかし、やはり行政が生き残っていくためには、そのような方策をとらざるを得んと、今時代の流れになっておるのではなからうかと、このように思います。

したがって、県もいろいろして、指定管理者制度で、もう外郭団体職員を派遣して県庁の職員並みの給料でやりよったところを、指定管理で委託しながら、民間のその給与にしていきながら、経済的な負担を少なくしていこうと、それは、今国も地方もそれをやらざるを得ない時代に入ってきたと、いわゆる低成長の時代に入ってきたと、こういう低成長の時代の行政は、どうあるべきかと、そういうところにきつつあるのではなからうかというように思います。この間も、守衛の仕事を民間に委託したら、半分ぐらいに人件費がなったというような話しも聞きましたが、やはりそういう、やっぱり今まで高度成長なら耐えてきた体質がですね、やっぱり問われてきておるのではなからうかと思えますんで、安芸高田市もそういう意味で、スリムになっていくという、その過程が今の、官から民へという状況でないかと思えます。

岡田委員　委員長。

渡辺委員長　はい。岡田委員。

岡田委員　その点については、またの機会にしますが、この16年度決算というのは、市長さんが初めて執行され、去年の6月から本当のこの本予算とい

うのが決まって、7月までかかった、初めての予算ですよ。

確かに旧町の6町が、この残った事業などを送り込んで、暫定予算ができて、なかなかその予算が組めなかったという話を私は耳にしましたけども、そういう中で1年間過ぎて、この総務全体の人事の配置というのが、平成16年の4月1日付けで、私古いの持っとるんですが、この事務の各担当係、総計で今、収入役室と今日の関係の分で、36人くらいになるんですか、36人くらいになると思うんですが、人事のことは三役、執行部の方に任すわけですが、旧町の人数配分は、大体どがになつとるんですか。配分いうことはないですが、構成人員の6町の割合いうか、どこが何名、どこが何名、それをちょっとお尋ねしたいんですが。

渡辺委員長 高杉総務課長。はい。高杉総務課長。

高杉総務課長 はい。16年の4月の1日時点では、それぞれの支所につきましては、22名をそれぞれもとのところにおってもらいまして、それ以外を本庁の方へ来ていただいております。それぞれの、部、課におきましては、まんべんなくそれぞれの旧町の方から来ていただいとるということにはなっておりません。部署によつたら、町が固まっておられる部分もございます。基本的には、吉田町のところへ他の町から、それぞれの課の方へ入ってきたというふうなかたちになっております。ただ、出先でございます保育所等につきましては、それぞれのところの状態をそのまま引き継いで、やってきたという職員の配置体制になっております。

岡田委員 そりゃいいです。その総務課の関係と、収入役室、今日のこの関係しとることの割合はどのようになっておるんですか。

渡辺委員長 岡田委員。

質問中ですが、まだ長いですか。

岡田委員 いや、別に。

渡辺委員長 よかったら、休憩を取らせていただいてもよろしいですか。途中で

すが。

岡田委員 ああ、そうですか。いいですよ。

渡辺委員長 いいですか。

それでは暫時休憩といたします。この時計で2時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 高杉総務課長。

高杉総務課長 16年の4月1日でなしに、すいませんが、17年の4月1日で総務部に45名ほどいます。45名のうち、吉田が15、八千代が4、美土里が7、高宮が6、甲田が6、向原が5、それと少し他町の方からがいます。それで45です。それで、収入役室につきましては、吉田が4です。

以上です。

渡辺委員長 よろしいですか。  
他にありませんか。  
はい。明木委員。

明木委員 普通会計財政状況ということで、こちら資料をいただいておりますが、5 ページを見てもみますとですね、やはり借金が増えてきて、相変わらず依存型、国依存型歳入かなと読めるわけですね。今後三位一体の改革が進んでいきますと、これがどのように変わってくるというふうに推測されて、それに対してどのような対応をされようとしているのかお聞かせいただければと思います。まず。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 はい。16 年度の決算状況に見ましても、その地方債の借り入れというのが、15 年度から増というのがありましたけども、基本的に地方債の借り入れというのは、合併前においては旧 4 町が過疎の地域の適応、また旧吉田町と旧八千代町については、過疎地域でないという状況にございました。それが今回合併をし、全地域が過疎という状況にはなるわけですが、みなし過疎と言いまして、その 2 町とも、過疎の適応するというのは制限がございます。いろんな角度でその有利な起債をですね、我々もある程度発行をさせていただき、交付税に算入になる起債をですね、重点的に起こしたいというふうに考えております。当然財源のそうした有効活用につましてもですね、やはり交付税のはね返しというのは大きな歳入になりますんで、そういうことを基本に考えさせていただきたいと思っております。そうした三位一体改革の中で、当然国庫補助等の削減等もあるわけなんですけど、当然交付税措置ということで、国の方はいろいろなことを考えておりますが、それがじゃあ、きしゃっと 100% 交付税されるかといったら、なかなか明るくない状況もなっておろうかと思っております。

そういう状況も踏まえながらですね、やはり 16 年度、また 17 年度、18 年度の予算編成については、やはり歳入の明確化等を明らかにしながら、そうした事業の選択肢、優先等をつけながら限られたかたちの中で予算編成をとっていく必要があるのではなからうかと思っております。危機感的な感覚は持つ必要があると思っております。

以上です。

渡辺委員長 はい。明木委員。

明木委員 力強いお言葉をいただいたんですけど、その中でですね、やはり自主財源という確保に向けたこれからの予算組み等が大切になってくると思われるんですけど、今のところちょっとそれが、抜けてたんですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

新川総務部長 委員長。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 はい。非常にあの、今日こうした経済情勢の中でですね、財源確保と

というのは非常に苦しいものが出てこうかと思っております。16 年度決算を見させていただきましても、安芸高田市における税収の割合も、0.6%でございますが、2 千万増のですね、財源を確保させていただいております。そういう状況を十分考慮しながら、そうした税収に向けてのですね、今後におけるこうした経済情勢であるわけなんです、ある程度、税収を見込む必要もございませうけども、今の状態では、なかなかこれを見込むというのは苦慮しておるという状況もございませうけども、ただ予算的な面については、ある程度実績等を踏まえながら、税収の算出をさせていただきたいというように思っております。

明木委員

委員長。

渡辺委員長

明木委員。

明木委員

はい。ありがとうございます。

今そういう中でですね、自主財源を起こすことはですね、市民へのサービスの向上ということにもつながってくると思います。それを考えながら歳出の方を見ますとですね、今回 15 年度に比べて 16 年度、積立金が増えて補助金が減り、やはり先ほども出ましたけど、普通建設事業費等がですね、減ってきております。

安芸高田市内における経済効果、マネーフローを考えるとですね、やはりそのあたりをですね、もう少し増やしていかないと住民生活の裕福な住民生活が送れないというふうに考えます。やはりその辺で、市のお金を落とすことによってですね、市内のマネーフローが起き、経済効果があらわれてくるのではないかなと考えます。

17 年度においてですね、そのあたりも積立金では、そのあたりも効果が出にくいと思えますので、そのあたりどのようにお考えか伺いたします。

新川総務部長

委員長。

渡辺委員長

新川総務部長。

新川総務部長

今回の決算的な数字を見ていただきますようにわかりますように、非常にまあ、積立が多くなっておるわけですが、状況の中では 33 億のですね、地域振興基金という枠の中が、一番大きい枠であるのではなからうかと思っております。ただ、そうは言いましても、財調の基金におきましてもですね、本当に我々は予算編成をして、標準財政規模の 1 割でですね、その持ち込みで本当によかったんかどうなんかいということもですね、危惧する状況でございます。安芸高田市としてですね、やはり、10 億を達してない規模となれば、いろんな角度の中でですね、やはりまだまだ不安的要素もあろうかと思っております。今回も、限られたかたちの中ではありますけども、ある程度 10 億に近い数字にもっていかしていただいておりますけども、今後、大きなプロジェクト事業等も出てきております。

先ほど、明木委員さんおっしゃる市の公共事業等についてはですね、できるだけ市内の業者さんということで、約款の中にも設定をさせてい

ただいておる条項もございます。そういう状況の中で、ある程度大きなプロジェクト事業を、目先の中にあるわけですから、やはりそこらは収入と支出のバランスの中で、市民のサービスの向上のための予算編成ということも、やはり1点考えなければならぬと思っております。

以上です。

明木委員

委員長。

渡辺委員長

明木委員。

明木委員

はい。ちょっと具体的なところでお伺いさせていただきたいと思うんですけど、財産管理課におきましてですね、以前、予算委員会だったと僕は覚えてるんですけど、車の購入に対して、やはり環境に対してですね、配慮も必要だろうということで、今後購入車については、そのようなことを考えながら、車の購入をしていく方がいいんじゃないかということをお伺いしたところですね、そのあたりも検討してみますという回答をいただいておりますけど、今回軽自動車、中古で3台購入したということなんですけど、それについてですね、環境対策車の導入はどのように考えられ、それをなぜ入れられなかったのかということをお伺いさせていただきます。

西本管財課長

委員長。

渡辺委員長

西本管財課長。

西本管財課長

車の件でございますが、先立っての委員会でも、そういった委員さんの方からご質疑がございまして、環境に配慮した車を導入することもお断りしております。今、リース車が、35台ほどございますが、大体軽自動車が今率として、40%くらい軽自動車にかえております。リース車におきましては、新車にして各課へ配属したり、集中管理したりしておるんですが、今回3台導入した分につきましては、緊急的に必要な通送車がいるということで、緊急的に入れなきゃいけないということで、導入をさせていただきます。2台の通送車と1台は管財課に配置しております。

今後とも環境負荷を考慮して、車を導入したいと思っております。

明木委員

委員長。

渡辺委員長

はい。明木委員。

明木委員

はい。あと2件あるんですけど、まず1件、ウイルス感染対応ということですね、4件届出が出てるわけなんですけど、なぜ入ってきたのか、そのあたりの原因が非常にこれからの管理体制に、問題が、課題があると思うんですけども、そのあたりどのように侵入してきて、それに対して当然ファイヤーオールが建てられたと思うんですけども、今後の対応を、どのように考えておるのかお伺いします。

渡辺委員長

明木委員、一緒にもう1点。

明木委員

もう1点がですね、補助金が前回もどっかで私も質問してると思うんですけども、補助金についてですね、今回決算が出たわけなんですけども、それに対して補助金対象となってるすべての団体からですね、どのよう

なかたちでその成果なり、もしくはどのように使われ、それを17年度  
のですね、補助金対象として、どのようなかたちで生かしていくのか。  
そのあたりどのようにお考えかお伺いします。2件。

渡辺委員長  
山縣電算室長

ウイルス対策については、山縣電算室長。

はい。電算上のウイルスでございますが、現在ウイルスの対策としま  
しては、各一番もとになります機械が、サーバーと言いますが、そのサ  
ーバーにもウイルスの対策を入れておりますし、それから、各パソコン、  
これが広域連合時代に学校に配布したのもも含めてですね、電算室の方  
で管理していますが、それについては、電算室の方でウイルスのソフト  
の対応をして、全部を配布しております。それで、当時はそのソフトは  
大体一週間でですね、1回ほど最新のものに入れかえないと、新しいウ  
イルスが出てくるとというのが世界的な現状です。したがって、その  
アップデートを16年度は皆さんのパソコンの方をですね、手動でアッ  
プデートするような、切り替えをしていただくようなシステムにしてい  
ました。

そういう関係もありまして、まあその指導が徹底されていない場所、  
また特定されていない箇所につきまして、私が全部把握しておりませ  
んが、1カ所、それが小学校であります。そこでありました現象は、パソ  
コンの様子が早くなったり、遅くなったりという状況がありましたが、  
うちの方には問い合わせがなくてですね、途中からウイルスに感染して  
いるということで、うちの方で専門的に調査をしましたが、どうも最初  
に学校ということ特定することができませんでした。つまり、風邪は  
ひかないように、予防の薬は打つんですが、風邪をひかれた方がどなた  
かわからないという状態であります。いわゆるウイルスの対策というの  
が、風邪をひかないように、機械上でいろんなソフトを入れるわけなん  
ですが、ただし、かかった場合にですね、誰がかかっているかわからな  
い状況が16年度ありまして、それをつきとめてやるのに非常に時間か  
かかったり、専門家を呼んだりしたんですが、そういう中での対策をし  
ております。

それがありましたので、現在はですね、ここにありましたようにセキ  
ュリティ対策をですね、17年度におきましては、別のシステムを入れ  
まして、職員さんがパソコンを起動すると同時に、自動でですね、最新  
のそういうワクチンというか、対策のソフトがすべて導入されるよう  
にしております。それから、たとえ、そのウイルスに感染された方が特定  
できないということがございましたので、そういう機械も、今年度は入  
れさせていただきまして、例えば、何々小学校のどの端末、どこどこ支  
所の誰々さんの端末からウイルスが発信されていますということは、特  
定できるように対応しております。ただ16年度におきましては、そう  
いう事例がありましたので、17年度においてそういう対応をしている  
のが現状でございます。

以上です。

渡辺委員長 補助金の成果について、新川総務部長。

新川総務部長 はい。補助金につきましては、非常に各種団体等の状況、単独補助金にいたしましても、16年度のこれは補助費等の決算的状況の数字を示しておりますけども、うち当初予算的なかたちの中で、予算計上させていただいておりますのが、約6億9千万くらいの枠の中で、事業執行をいたしております。ただ17年度につきましては、そうした同等の補助金、またある程度小さい金額と言いましょか、整理していただくものにつきましてははですね、1億5千万の17年度におきましては、カットしております。そういう状況を踏まえた中で、まだ、今までのどう言いましょか、地域旧町単位の補助金の組織というものが、まだ存在しておりますので、できるだけ一本化の方向にですね、向けていくような方向でないといけないかなと思います。そういう状況につきましては、各部にわたりますこの補助金の支出につきましては、補助金申請また補助金実績報告、そういう状況の中で支出をいたしておりますので、そういう状況を精査しながらですね、その効果と課題というものを踏まえながら、18年度にはその支出について予算の編成をさしたいと思っております。

渡辺委員長 他にございませんか。

加藤委員 委員長。

渡辺委員長 加藤委員。

加藤委員 安芸高田市におきましても厳しい財政状況が続いておるわけですが、今後とも自主財源率を少しでも高めていくということは、重要課題のひとつだと思います。

納税をはじめ、市民として支払うべきものは、その義務が果たされているかどうかというチェックはですね、しっかりしていただいて納入の促進をしていただきたいわけなんですけど、いただいた資料を見ておったら、ちょっと気になったことがあったんで、お聞きしたいんですけど、昨年度の不納欠損で非常に多額の金額が出ております。それは、時効によるものが多数あって、721件ですか、増えたんだというような説明もあるんですけど、この時効は、721件というのは、今まで旧町時代にですね、ほったらかしでおったものを昨年一気に処理されたのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいんですけど。

渡辺委員長 加藤委員、所管が違うもので、また日にちを変えてご質問願います。わかりました。

加藤委員 他にございますか。今村委員。

渡辺委員長 情報公開のことについて、お伺いをいたします。

今村委員 10月1日からでしたので、それほど市民にですね情報公開するっていうのは、制約された期間だったわけですが、16年度におきまして、行政の内容を公開したことによってですね、市民にどのような反応があったか、あるいは、どのような認識を与えたかということについてですね、検証されたことがあるのかどうか。あれば、その事例を挙

げていただきたいのと。

それから、今後情報公開をすることによってですね、さらにこういった事項については、進めていきたいという項目がですね、執行部の方で感じられたことがあれば、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

渡辺委員長 1点ですか。

今村委員 はい。

渡辺委員長 高杉総務課長。

高杉総務課長 はい。情報公開法に基づきまして、検証の事例があるかということですが、検証はいたしておりません。ただ窓口等につきましては、積極的な情報の提供はするようにと、職員にはその指示をして、そのような対応がなされておると認識をされております。ただ、そういうふうなことでの情報提供に努めてまいりたいと、こう考えております。

以上です。進めていきます。

渡辺委員長 今村委員、よろしいですか。

今村委員 はい。情報公開というのはですね、やっぱり受け手の側の考え方もございますので、言ったつもり、聞いたつもりでは実際の効果のほどは、はかりしれないわけですが、やはり、せっかく公開するならですね、その効果を期待したいわけですが、そこらあたりの検証がされるのが今後必要だと思っておりますが、そこら辺について改めてもう一度伺いたします。

渡辺委員長 高杉総務課長。

高杉総務課長 はい。文書事務の取り扱い処理というのを、それぞれ部でございますとか、支所に配置をしております。その関係で、その集めての説明をする中で、そういうふうな情報公開に努めていくということは話をして、それなりの指示はしております。

検証等の方法等につきましては、その先進的な事例等の参考にさせていただきながら、その方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

渡辺委員長 他にございませんか。

入本委員 委員長。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 先ほど、同僚委員が欠損額とかいうことを言われたんですが、財政を見る上においてですね、やはり総務と財政課としてはですね、歳入の未収額、それから欠損額、それから不用額、そこらは当然、総務の方にかかわってくるのではないかと思うんですね。それで、このたびの民間企業ですと、この欠損額とか、未収額というのは売り掛けであったり、損失であって、非常に貸し倒れとかたちで、苦しい上でありながら、倒産するというケースがあらわれるわけですが、そこらをまあ、今からは行政サイドを民間的な発想を持ってやるということになりますと、ここの位置づけも非常に財政の面から見ますと、大きく位置づけされると思うんです。この中で不用額についてはですね、切磋して残されたい

うことで、評価すべきかもわかりませんが、予算の段階においては、甘かった面もある。逆を言えばですね。それでうまく運用すれば、また市民の福祉のサービスに、運用できた面もあるわけなので、その不用額について、とやかく言うわけではないんですが、不用額の中でもですね、繰り越しのきかないものと、ひもつきで返さなければならぬものがあると思うんですよね。そのパーセンテージを金額的にどのように財政課としては管理しているのか。それから、今言うようにですね、確かに滞納についてはですね、助役を本部長として未収額についてやっとなんていうわけなんですが、収入未収額というのは3月末できっとるわけなんですが、その後未収額の金額の総合計に対して、どの程度の回収をしておるかというのを、財政課として管轄しておるのか。

やはり今からは、自分だけの課がうまくやっとならばいい、報告しとけばいいじゃないに、やっぱり縦のつながりがあって初めて、財政運用ができるんじゃないかと思うわけなんですよね。担当課だけこうあります、こうありますという報告して、また同じこともこれも全部の課にかかわることなんですよね、この問題は。しかし総務とすれば、総括する、または財政を携わるとする人間としては、それを細分割して、それを指令をして、その財政運用するのが現在の、今からやっとならばこうとする行革の中にもあるんじゃないかと思うんです。そのあたりをどのように把握されておられるか、お伺いするものでございます。

渡辺委員長  
新川総務部長

新川総務部長。

当然、歳入の確保で、先ほどから御指摘いただいております今回不納欠損という状況等もございしますが、市の中でもそうした特別な班編制をもって、我々総務の方も所管の中の一員として入らせていただいております。当然、そうした法的な措置で実施されるものもございします。そういうことを、不納欠損の中では、整理をさせていただいておりますけど、不用額の関係につきましては、16年度については、できるだけ予算中途の中で支出をストップという、言葉は悪いんですが、予算の減額ができない状況、時期によっては各部の方に、協力要請をかけるという状況を実施いたしております。

これは毎年、実施をするわけなんですけど、当然、ある程度の予算と、不用額を見極めないと次年度の、予算編成の財源確保にどの程度見ていいかというのが、非常に苦慮しております。細節あわせますと、2千件以上がですね、その予算の中にはございしますし、その千円単位に残っても、大分その不用額は出てくるというふうに思っております。当然、そうした全体の、今16年度の予算につきましては、先ほど来からご説明をさせていただきました、決算上の分析の中でですね、これをもとに、各部の方に予算の編成ということも指導していきたいと、それと同時に財政状況もこうであるという状況の中で、今回も今18年度の予算編成に取り組んでおる状況でございます。

財政の状況、十分認知していただいております、予算にかかっていた

くという中で、本日は皆様の手元に配布させていただいておる資料につきまして、職員の方にも、予算の編成方針と合わせて添付をさせていただき、その中で財政状況を明確にしなが、予算編成に取り組んでいただいております。当然、各部との連携をもとにですね、そうした予算編成を実施していきたいと思っております。

入本委員  
新川総務部長  
渡辺委員長  
新川総務部長

未収金の回収状況は。

委員長。

新川総務部長。

決算状況の中で、未収の予算的な決算済みがございますけども、事業的なかたちに伴います事業の財源につきましては、翌年度に繰り越しを、17年度にですね、繰り越しをしているという状況の中で、財源を持っております。当然、収入の中においては、交付金補助金等を財源とするものもございますし、起債を財源するものもございますし、それは当然、未収の方にまわっておるという状況もございます。

税収、税等については、未収のことにつきましては、未収台帳に基づきますかたちの中で管理しておる状況でございますが、歳出は、歳出の中で、繰越財源を予算を持ちながら明許繰越なり、そこで財源利用しておるというのが、不用額の中でも当然多額の点が入っておるのではないかとと思っております。

以上でございます。

渡辺委員長  
入本委員

入本委員。

今回は、決算委員会なんですね。やっぱり数字を言ってもらわんと、意味がないんですよ。総花的なことを言うたらこれは、やっぱりちょっと決算数字で、これだけ1円の数字も出しておるということは、やっぱり現在の財政を把握するようにおいてはですね、3月31日をもって、未収額がこれだけあって、歳入額がこれだけありますという、その何円までは言いなさいとは言いませんけど、これだけ行政努力してこういうふうになつとると、やっぱり具体的な数字をそうしないと、これ全部を担当課に聞いていくということになりましたら、時間的にも問題になりますし、やっぱり財政を預かるとる者が担当課からそのぐらいの情報収集しながらやってもらわないと、やって初めてここで言われてチェック機能できるのではないかと。やっぱり総花的な発言よりかはやはり財政を管轄しとる財政課があるわけですから、そこらも少し具体的な数字をですね、言ってもらわないといちいち欠損の内容についてとか、未収額の内容についてとか、説明してくれとなると、膨大な時間がかかる。しかしながら、未収総額が何億で、これの何億については収入減で、その中の問題点はこうこうであるという答弁が出てくればですね、我々もそれを信用するわけですけど、その数字が全く出ないという状況の中ではですね、私らはチェックする側とすれば、ちょっと不本意なかたちがあるわけなんですよ。そういう点ではですね、もうちょっとあの、民間におきましてですね、行政では、懐の痛まない状況にあるわけですけど

も、やっぱり簡単にその数字を並べるだけではなしに、その内容をやっぱり市民に、また我々に熟知してもらおう答弁が欲しいわけなんです。

そういう点で、もう一度答弁お願いします。

渡辺委員長 暫時休憩にします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時 2分 休憩

午後 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開をいたします。

新川総務部長。

新川総務部長 はい。それでは、決算書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

これは、歳入の合計の数字を、市税から総合計を 6 ページに提示しております。今回のこうした収入未済額の額につきましては、9 億 9,680 万 7,492 円の収入未済額をみるとでございます。予算に対する調定に対する収入率については、この率で言いますと、96.3%ということで、予算に対する収入率については、98.1%という状況の中でございます。不納欠損は、2,072 万 657 円ということになっております。この一番大きな掲げております問題点につきましては、2 ページの方に戻っていただきまして、市税という収入未済額が、1 億 6,254 万 5,206 円の未済額をみております。予算現額と収入済額との比較をさせていただきますと、5,290 万 2,955 円の減額という状況になっておるところでございます。

その部門別に整理してみますと、4 ページでございますが、分担金負担金が、3,681 万 5,058 円でございます。この内容等を見てみますと、分担金の方の一番大きなウエイトの未済額につきましては、20 ページに掲げております 3,681 万 5,058 円ということで、農林水産業費等の分担金、また 22 ページにいかせていただきまして、災害復旧費の分担金、2 項の 2 目の負担金の方にいかせていただいて、2,345 万 2 千円。なかには、これは民生費の負担金という状況になっておるものでございます。中でも社会福祉費と児童福祉費に係るものでございます。それと、国庫支出金の 4,539 万 7 千円でございます。このことにつきましては、平成 16 年度の繰越明許に財源の確保になっております数字でございます。繰越明許を、農林水産業費の事業と土木、また災害復旧費に充当しております国庫負担の数字でございます。なかにも、30 ページに掲げておりますが、災害復旧費の国庫負担金が 1,232 万 3 千円と、国庫補助金につきましては、土木費に伴います道路橋梁に伴います、財源の収入未済額が 3,307 万 4 千円と、それと住宅費の建設事業の補助金に伴いますものが、1,034 万 9 千円でございます。それと 34 ページの県支出金で、2,420 万 5 千円のこの点につきましても、明許費の未収入の特定財源の表現しとるところでございます。充当先につきましては、県補助金の事業の内容につきましては、農林水産業費の 42 ページの農業費の補助金、1,034 万 5

千円と、46 ページの災害復旧費に伴います 1,386 万円、それぞれの財源に充当しておるものでございます。国と県費を合わせまして、6,960 万 2 千円の繰り越しをさせていただいておるわけでございます。

続きまして、地方債でございます。地方債につきましては、財源を、3 億 8,090 万円という数字を未収として掲げております。それと諸収入の方の、56 ページに掲げております 3 億 3,947 万 5,853 円という数字がございますが、これは貸付金の元利収入が、住宅改修資金のですね、貸付元利収入でございます。その元利収入が、このウエイトの大部分に示すものでございます。3 億 3,834 万 4,049 円と高齢者住宅の貸付元利収入の未収分が、55 万 4,397 円ということになっております。また、58 ページにつきましても、障害者住宅の貸付元利収入から、世帯厚生資金の貸付元利収入までのそうした未済額というのが主たる事業でございます。合計、9 億 9,680 万 7,492 円の未収を持っておりますけれども、そのうち繰越明許の財源とさせていただいておりますのが、今の、先ほどから申しました国庫補助金の未収の 6,960 万 2 千円と、地方債の 3 億 8,090 万円。それと、その他の分担金等の未収の 561 万 8 千円、一般財源を申しまして 3,252 万 8 千円で、この 16 年度予算の繰り越しを額につきましましては、4 億 8,864 万 8 千円の繰り越し予算を持っておるところでございます。

先ほど繰り越し財源等の問題点にありましたが、やはり 5 億以上の繰越財源以上の未収がございます。その中でも一番ウエイトと言いますか、貸付金の元利収入等のものの数字が、ウエイトが一番高いという状況になっております。

以上でございます。

渡辺委員長  
入本委員

はい。入本委員。

私が申したのは、3 月 31 日で収入未済額は挙がってるけど、それ以降に収入になって繰り越しになるという、ひとつのものが行政ですから、あることはまあ、その部分がですね、見えないとやはり行政努力していないと。ただ欠損で終わっておると、未済額で終わっておるといので、やはりそれだけの努力しておる、4 億 8 千万という数字が出たということは、そういうふうな報告いただければ我々も安心ですが、ただ数字だけではなくてですね、この以降にこういう動きがありましたというのが、ほしかったわけなんです。その点で、不用額の中でですね、今のように繰り越しにかされる金額はよろしいんですが、生かされない金額はいくらぐらいになってるんでしょうか。16 年度。

渡辺委員長  
新川総務部長

はい。新川総務部長。

決算書の方で、ご説明をさせていただきたいと思っております。その一番合計の欄の中に掲げております予算現額、また支出済額に対する 258 億 7,744 万 8,308 円という支出済額を見とるわけですが、そうした未収等の関係、また翌年度に繰越財源等を明許を、繰越費の財源を、先ほどご説明させていただきましたように、4 億 8,864 万 8 千円の繰り越

しの財源を見ておるわけですが、基本的な一般財源の不用額については、4億8,717万1,692円の不用額の純粹なる一般財源でしょうか、そういう数字でございます。

入本委員 委員長。

渡辺委員長 はい。入本委員。

入本委員 私が聞いておるのは、一般財源でなくて、目的の、例えば、入札残とか県に返さなきゃ、国に返さなきゃいけん金額はいかがでしたか、というふうに聞いておるんですが、そこらは逆算すれば、出るんかもわかりませんけど、ちょっと教えていただければと。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 はい。先ほどご説明しましたように、基本的に純粹なる不用額でございます。当然国に返す還付金とかですね、そういう財源というものは、もう差し引いた額で予算の歳出見ておりますから、当然この、純粹な不用額というのが、先ほど説明させていただきました、4億8,717万1,692円という額になるわけでございます。

渡辺委員長 はい。入本委員。

入本委員 財政課が担当しとる入札残というですね、これは全く返さなくてもいい金額はなかったんかと聞いておるんですが、その不用額について。

新川総務部長 委員長。

渡辺委員長 はい。新川総務部長。

新川総務部長 はい。入札残と言いましょうか、国庫補助金の枠の関係の対象事業費の関係であろうと思っておりますけども、当然、工事執行の状況になりますと、当初計画したとおりがですね、そのまま工事費関係で執行できなかったという中で、今、繰り越しの財源を差し引いた額の中で、基本的にそうした国庫補助金の充当額だけは、予算の中で事業執行をさせていただいておるという状況でございます。補助対象枠の事業は、実施しておるといってございませぬ。

入本委員 委員長、ここで確認しておきたいんですが、だから、その入札残になったお金で、返したお金は一切ないと理解してよろしいんですか。

渡辺委員長 新川総務部長。

新川総務部長 基本的に補助対象枠の中で、当然、入札の当初時期と、その最終の工事執行しておりますけども、そうした予算の範囲の中でですね、工事そのものは、ある程度この16年度の工事の完成したものについては、実施をしておるといって理解をしていただきたいと思います。

入本委員 委員長。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 あの、私の聞き方が悪いんか、理解の仕方が悪いんかわかりませんが、以前にはひもつきと言いますか、このボールペン買うのに、ボールペン余った以外のものは買いませんよと。金は国、県に返すんですよと理解しとったんですが、そういうものは一切ないというふうに理解していいということなんで、それは答弁として、そのように受けます。

次にですね、72 ページの財産管理の中で、駐車場料の 2,077 万という駐車場料の数字が出たわけなんですけど、これは、どこの場所にあたるんでしょうか。

渡辺委員長 はい。西本管財課長。

西本管財課長 使用料及び賃借料 2,077 万 171 円ということで、計上させてもらってますが、本庁周りの駐車場が、まずあります。それから、建物も第 1 別棟のプレハブがございますが、これがかなり荷をしております。1 千万近い金がそこでいっとります。大体大まかには、そういったものであります。

渡辺委員長 はい。よろしいですか。

入本委員 はい、委員長。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 はい。そこで、財産管理をする上においてですね、今のように数多くの財産を所有しとられることは、重々知っておるわけなんですけど、将来にわたってですね、やはり、財政の厳しい中で、財産運用をしていったりとかですね、運用活動されなきゃならないとかいうものがあるとは思いますが、そこらの分類はですね、16 年度の決算において 17 年、18 年度に向けての計画的なものはどのように思っておられますか。

西本管財課長 委員長。

渡辺委員長 西本管財課長。

西本管財課長 できるだけ、遊休地になったもの、塩漬け状態になったものはですね、買い手があれば、処分していきたいというふうに考えております。で、まず、今の財産の把握の方を今朝ほども説明させてもらったんですが、いろいろ台帳整理もさせてもらいながらですね、その辺のところも検討していきたいというふうに思っておりますし、旧町で譲与するということもなんぼかあったり、それから、法定外公共物が現在、財産管理できる管理がうちの方にまいておりますし、そういったものもですね、含めた中で、どのようにしていったらいいかということですね、検討していきたいと思っております。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 同僚議員がですね、インターの跡地利用なんかの申し出があったんですが、申し出があるもんか、あったものを優先するのか、それとも行政の方が主導権を持ってやっていくのかというようなこともあるわけなんですよね。その面では、何年後を目途にですね、そういう色分けしたものをやっていこうとしておるんですか、今回。

西本管財課長 はい。

渡辺委員長 西本管財課長。

西本管財課長 質疑のですね、あります、道の駅のところにつきましては、現在のところ、行政財産になっておりまして、まず、ここの貸付にあたるようになりますと、うちが管理することになると普通財産に分類変えをしないかという点ですね、ちょっと処分の方がですね、できないんじゃないかと

いう気がします。

入本委員 全体をどのようにしとるかを聞いとるんじゃけえ、それを。

渡辺委員長 西本管財課長。

西本管財課長 全体的にですね、先ほどからも言いますように、遊休地の部分をですね、実際に把握せにゃいけんと思うんです。その遊休地が今後、公共施設として利用されるものと、今後そういうような公共施設としての見込みがないものを出してですね、色分けしていかんやいけんのんじゃないかという気がします。そしてまず、直ちにというわけにはいきませんので、少し時間をいただきながら、内部で検討しながら、進めていきたいと思えます。

入本委員 委員長。

渡辺委員長 はい。入本委員。

入本委員 総務の方もですね、行革で非常に前向きな先進地を勉強されてるわけです。やはり、今からの改革目指す上においてはですね、3年、5年というようなスパン、また1年というスパンを持ってですね、やはり検討するという場合には、3年計画でしますとか、5年計画でしますとか、やはり具体的なことがやれるのが行革ではないかというように思うんです。

その点を、要望して終わります。

渡辺委員長 他にございますか。

藤井委員 委員長。

渡辺委員長 藤井委員。

藤井委員 今の入本議員の関連するかもわかりませんが、職員の研修、さらにはあの、行革にも関連してくると思うんですけども、その点についてちょっとお尋ねしたいと思えます。助役さん除席ということでありましょうが、ひとつご答弁いただきましてですね、退席していただきたいと思えます。

ここの職員研修の中でですね、地域づくりの研修会であるとか、また、広島自治人材開発機構、これに関しては事業費でですね、旅費、研修負担金、かなりのもんが出てるわけですけども、先般総務常任委員会で、先ほども若干発言あったと思えますけども、事務事業の評価システムの研修とですね、行革も含めてですね、甘木市、宗像市、研修行かせていただきました。この事務事業の評価システムというのはですね、大変な作業でございましてですね、その大変な作業の割には、評価としては、なかなかその表面に出てきにくい部分があると。しかし、職員のいわゆる意識改革というものが最大のメリットではなかったんかというような記憶をしとります。

我が市もですね、もう来年3月で合併して2年がこようとしてるわけですけども、そういった6町の職員が本庁なりに来られてですね、事務事業を展開されてるわけですね。そういった人間関係、今までの行政間との取り組み、いろいろ格差があって、大変難しい部分もあったかと思

うんです。

しかし、私はこの研修を見た場合にですね、事務事業の評価システムそのもの自体を我が本市が取り組んでですね、これだけの動力というんですか、エネルギーを割いてやるよりも、まだまだやり方はあるのではなかろうかと、それはいわゆる職員の意識改革であろうかと。ここらですね、こういった地域づくりの研修とかいうものも若干は、評価としてあらわれてくるでしょうけども、そこらの職員に対する意識改革、これをですね、どのように取り組みをされようとされてるのか、これはなかなか進まなければ、私は、事務事業の評価システムですか、こういったエネルギーを費やさんといけん、そこまでやってでも職員の意識改革をせんといかんであると思うんですが、それ以前の取り組みとして、あとは、できると思いますので、その点助役の方から答弁をいただきたいと思うんですが。

増元助役  
渡辺委員長  
増元助役

委員長。

増元助役。

先般、総務企画常任委員会の皆様と同行させていただきました、研修させていただきました。大変有意義であったというふうに感じております。なかでも私感じましたのは、やはり職員の皆さんが、それぞれその主旨をよくよく理解をされて、志を持ってやっておられると。で、いろんな障害あるというような中で、やり続けておられるということでありました。すべてがうまくいってるというわけじゃなしに、つまずきながらここまで来たんだと、そういう気持ちが伝わってきたような気がいたします。

安芸高田市といたしましても、旧町時代からも取り組んでおりますけれども、ましてや、合併して6町職員一緒になったわけですから、やはり新しい気持ちでやっていきたいというふうに私は強く思っております。現在、行財政改革ということで、大綱決め、5年間の実施計画も決め、それは当然ローリング方式で1年間ごとに見直しをしながら、5年間をまわしていくと、取り組んでおります。

その中の一番大きな柱とすれば、職員の意識改革。これまでの発想を捨てて、新しい発想で持ってやっていくと。当然、いくら市長が理解をしておってもですね、職員個々が主旨を理解しておらなければ、到底実現できないことであるというふうに思いますんで、そういった意味では、当然、職員個々の意識改革が大事であるというふうに思います。

そういった中で、行政評価システムも確かに、非常に事務量も大きいわけですが、意識改革をするためのひとつの道具であると、手段であるというふうに、私は今回の研修でとらえて、研修させていただきました。そういう意味では、現在新年度の予算編成の作業を進めさせております。これまでの職員個々が、担当させていただいておりますそれぞれの事業をですね、もう1回見直してくださいと。その中で、本当にこの事業は必要なんでしょうかと、対象者は誰なんでしょうかと、ど

れだけの経費がかかりますかと、果たしてその事業をやった結果がですね、新年度の予算に編成するだけの値するものなんでしょうかと。それに似たようなですね、やらせていただいております。これも、ひとつのこれまでの事業を評価しながら、新年度の予算編成をしながらするという取り組みでございます。私は、そこらをひとつの核にしましてですね、それをもう少し、組織的に科学的にやっていけばですね、この行政評価というものがですね、これはどうしてもやらなければいけない。で、何でこの事業をやっているか市民の皆さんに説明しなければいけませんし、こうして議会の皆さんの決算の評価というものを受ける時にですね、これはこういう根拠をもって、事業をすすめていただいております。そして、これだけの効果があったんですということが、はっきり言えるためにはですね、今のような細かい作業をする必要があると思います。

そういった意味では、研修所での研修も確かに必要なんでありますけれども、OJT、毎日の仕事がひとつの研修でありあます。上司と相談をし、同僚と相談をしながら、日々の業務をやっていくとそのことそのものが、もう研修なわけでありまして、日々の業務そのものが、行政評価システムの一部であるというふうな位置づけができるのではなからうかというふうに思います。そういった意味で、現在行革の実施計画の中で、職員の人材育成の基本指針というものも総合的に定めていきたい。何のために我々は仕事をしとるのかと、もう一回原点に帰って考えてみましょう。で、公共職員は何のために何の目標を持ってですね、新しい市の職員として、毎日の活動をしたらいいんでしょうかという指針を、やはり、明確に示してあげる必要があると思います。そういった意味で、早急にこのことは職員に対しても示していく必要が、私としてもあるというふうに思っております。現在では、できればこの12月一杯くらいにはそれらをまとめて、年が明けましたら、職員にそれらを示していきたいというふうなことを思っております。

そういったところで、なかなか遅々として進まない作業ではありますけれども、やはり熱をもって、やっていきたいと思っておりますので、どうか議会の皆さんもよろしくお願いいたします。

渡辺委員長 よろしいですか。

はい。他にありませんか。

〔質疑なし〕

渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。この時計で50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時38分 休憩

午後 3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長      では、再開いたします。  
                  続いて、収入役室所管の決算についてを議題といたします。  
                  収入役より、概要説明を求めます。

立田会計課長      委員長。  
渡辺委員長      立田会計課長。  
立田会計課長      それでは、収入役室会計課の関します、決算につきまして説明いたし  
ます。  
                  会計課では、審査係と出納係の2係で市税をはじめとします公金の受  
入れ、それから一般会計及び特別会計の事業実施に伴います、支払の事  
務の方を行っております。

                  それでは、決算書で内容を説明いたします。決算書の55ページをお  
開き下さい。

                  収入が2件ほどございます。その1件目でございますが、20款2項1  
目1節の市預金利子、7万1,932円でございますが、これは、支払準備  
金を管理しております預金口座の預金利子でございます。それから、も  
う1件でございますが、59ページをお開きください。同じく20款5項  
4目3節の雑入でございます。2億4,667万8,464円のうち、会計課分  
の関係雑入として7万9千円が含まれております。これは、市指定の請  
求書の実費頒布分の収入でございます。

                  収入につきましては、以上でございます。

                  続きまして、歳出の方ですが、71ページをお開きください。2款1項  
4目の会計管理費でございます。総出額が、506万7,675円ございま  
すが、主なものとしまして、1節の報酬。これは、会計事務を処理して  
おります非常勤事務員の報酬でございます。それから11節の需用費、  
91万5,667円につきましては、決算書をはじめとします各種帳票の印  
刷製本費が主なものでございます。12節の役務費、223万9,996円につ  
きましては、市税をはじめとします公金の口座引落しの手数料を、各金  
融機関に支払ったものでございます。

                  簡単でございますが、会計課におきます決算の報告は以上で終わらせ  
ていただきます。よろしく申し上げます。

渡辺委員長      これより質疑に入ります。  
                  質疑はありませんか。  
                  他に質疑ありませんか。  
                  〔質疑なし〕

渡辺委員長      質疑なしと認めます。  
                  これをもって質疑を終了いたします。  
                  この際、暫時休憩といたします。  
                  監査委員、事務局と交代をお願いします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時54分 休憩

午後 3時55分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長

再開をいたします。  
続いて、監査委員事務局の決算についてを議題といたします。  
事務局から、要点説明を求めます。

佐々木事務局長

委員長。

渡辺委員長

はい。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

はい。それでは、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会についてご説明を申し上げます。

これらの委員会につきましては、職務権限を執行いたします行政委員会でございますので、特に事業といったものはございません。また、歳入もございませんので、歳出についてのみご説明をさせていただきます。

それでは、決算書のページを追ってご説明しますので、75、76 ページをお開きください。

8 目の公平委員会費の主な支出の方をご説明いたします。予算現額が、25 万 8 千円で、支出済額が 21 万 6,182 円でございます。それでは、1 節の報酬の支出済額は 5 万 6 千円で、これは委員 3 名分の報酬でございます。16 年度は委員会を 2 度開催をいたしておりますが、規則の制定や改正に伴うものでございまして、職員からも措置要求にかかる審査などは行っておりません。9 節の旅費の支出済額は 6 万 6,280 円で、これは委員の費用弁償と職員の旅費でございます。次に、19 節の負担金補助及び交付金の支出済額は 4 万 3 千円で、これは本市委員会が加入をいたしております全国公平委員会連合会などの年会費と、総会研究会への出席者の負担金でございます。

公平委員会につきましては以上です。

次に固定資産評価審査委員会の方をご説明いたしますので、77、78 ページをお開きください。

2 項の徴税費、1 目の税務総務費に固定資産評価審査委員会分が含まれておりまして、支出済額 1 億 4,721 万 6,060 円のうち、11 万 3,201 円が固定資産評価審査委員会分でございます。1 節の報酬の支出済額は、2 万 8 千円で、これは、委員 3 名分の報酬でございます。平成 16 年度は委員長選挙などのため、委員会を 1 度開催をいたしましたが、不服審査につきましては、1 度も行っておりません。その他に主なものでは、次の 79、80 ページをお開きください。11 節の需用費の支出済額 218 万 5,718 円のうち、6 万 5,101 円が固定資産評価審査委員会分でございます。これは事務用品の購入と法規の追録費用などが主なものでございます。

固定資産評価審査委員会は以上でございます。

最後に監査委員費をご説明いたしますので、83、84 ページをお開き下さい。

6 項監査委員費、1 目審査委員費の予算現額は、2,394 万 5 千円で、支出済額が 2,387 万 3,995 円でございます。次の 85、86 ページをお開

き下さい。1節の報酬の支出済額は77万8,160円で、委員2名分の報酬でございます。委員さんにつきましては、6月の15日にご就任をいただいた関係などで、このような端数が生じております。ちなみに、識見の委員さんの報酬が月額4万7千円、議員さんのうちから選任された委員さんが月額3万5千円でございます。次に2節の給料から4節共済費までは、事務局職員3名分の人件費でございます。次の7節、賃金の支出済額は59万4千円で、これは、職員の育児休業に伴います臨時職員の賃金でございます。99日間雇用をさせていただきました。その他、11節需用費32万1,404円の主な支出は、意見書の印刷と法規の追録費用でございます。

以上で要点の方の説明を終わらせていただきます。

渡辺委員長 以上で監査委員事務局の決算並びに公平委員会及び、固定資産評価審査委員会の決算の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

明木委員 委員長。

渡辺委員長 はい。明木委員。

明木委員 はい。先ほど監査委員の方ですね、産休に対する臨職ということで、決算を挙げられてますけど、これは、臨職の雇用はどちらからされたのか、直接雇用か、それとも派遣なのか、それ1点ほどお願いします。

佐々木事務局長 委員長。

渡辺委員長 はい。佐々木事務局長。

佐々木事務局長 はい。臨時職員につきましては、直接雇用でございます。

渡辺委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めてよろしいですか。

〔質疑なし〕

渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。次回は明後日、11月24日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~

午後4時02分 散会